

# 収支報告書

令和 3 年 4 月 22 日

山口県議会議長 様

報告者 住所 山陽小野田市山川675  
氏名 中嶋 光雄

政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

収 入		4,200,000 円	
費 目	金 額 (円)	内 訳	内訳金額(円)
調査研究費	149,369	政務活動用軽自動車燃料代	23,309
		政務活動用軽自動車リース料	126,060
研修費	15,000	地方議員研究会	15,000
会議費	0		
資料費	250,767	新聞購読料	179,820
		自治体情報誌	60,000
		雑誌購読料	10,947
広報費	1,421,566	県議会報告印刷、新聞折込料	1,329,052
		県議会報告郵送料	92,514
事務所費	105,176	事務所電気料金	92,933
		事務所水道料金	12,243
事務費	201,983	事務所電話料金	63,143
		携帯電話料金	97,874
		文房具代	31,011
		備品代	9,955
人件費	550,000	政務パート臨時雇用料	550,000
合計	2,693,861		
残 余			1,506,139 円

費目別支出内容一覧表

議員名 中 嶋 光 雄

費 目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費			整理番号	1-1	
事業内容	政務活動用軽自動車燃料代					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	5675	2837	1/2 按分		
	5月分	—	—	"		
	6月分	3130	1565	"		
	7月分	3018	1509	"		
	8月分	6256	3128	"		
	9月分	3454	1727	"		
	10月分	3286	1643	"		
	11月分	6125	3062	"		
	12月分	3003	1501	"		
	1月分	5642	2821	"		
	2月分	3392	1696	"		
	3月分	3641	1820	"		
		《合計》	46622	23309		
	按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他活動(50%)			支出は1/2に按分 (1/2未満切捨)	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
 報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報  
 告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通  
 機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告  
 書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満た  
 さない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること



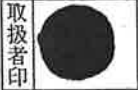
領収書等添付票




費目	調査研究費	整理番号	1-2
【領収書その他の書面の添付欄】			

<b>領 収 書</b>			
令和 <del>二年</del> 年 4 月 28 日 中馬光雄 様			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	銀行振込		
相 殺			
金額		百 拾 万 千 百 拾 円	75675
(摘要)		1/2按分 2837-	
		油代 212 (4月分)	
毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました			
昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社		● 営業種目 石油製品全般 車輛点検及び整備	
<b>金 重 石 油</b>		取 入 印 紙	
山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		取引銀行 [Redacted]	
		取扱者印 [Redacted]	

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-3
【領収書その他の書面の添付欄】			

<b>領 収 書</b>		中嶋 光雄様	
令和 <del>平成</del> 2年 6 月 29 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 日	銀行 店	
	手形 / 月 日	銀行 店	
	銀行振込		
相 殺			
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 73,130
		(摘要)	1/2 按分 ¥1565- 油代と12 (6月分)
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	収 入
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 <b>金 重 石 油</b> 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営 業 種 目 石油製品全般 車輛点検及び整備  取引銀行 	印 紙  取扱者印 

<b>領 収 書</b>		中嶋 光雄様	
令和 <del>平成</del> 2年 7 月 28 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 日	銀行 店	
	手形 / 月 日	銀行 店	
	銀行振込		
相 殺			
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 73,018
		(摘要)	1/2 按分 ¥1509- 油代と12 (7月分)
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	収 入
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 <b>金 重 石 油</b> 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営 業 種 目 石油製品全般 車輛点検及び整備  取引銀行 	印 紙  取扱者印 

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-4
【領収書その他の書面の添付欄】			

<b>領 収 書</b>		中嶋光雄様	
令和 <del>二</del> 年 8 月 27 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 6256
		(摘要)	1/2 検分 ¥3128- 油代として (8月分)
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 <b>金 重 石 油</b> 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営業種目 石油製品全般 車輛点検及び整備	
		取引銀行 [Redacted]	
		収 入 印 紙	取扱者印 

<b>領 収 書</b>		中嶋光雄様	
令和 <del>二</del> 年 9 月 28 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 3454
		(摘要)	1/2 検分 ¥1727- 油代として (9月分)
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 <b>金 重 石 油</b> 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営業種目 石油製品全般 車輛点検及び整備	
		取引銀行 [Redacted]	
		収 入 印 紙	取扱者印 

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-5
【領収書その他の書面の添付欄】			

## 領 収 書

令和 ~~二~~ 平 成 之 年 10 月 27 日 中嶋 光雄様

御入金内訳	現金小切手			
	手形 / 月 / 日	銀行	店	
	手形 / 月 / 日	銀行	店	
	銀行振込			
	相 殺			

金 額	百 拾 万 千 百 拾 円	9 3 2 8 6
-----	---------------	-----------

(摘要) 1/2 按分 ¥1643-  
油代にて (10月分)

毎度有難う御座います  
上記金額正に領収致しました



昭和シェル石油厚狭山陽町給油所  
有限会社  
**金 重 石 油**  
山陽小野田市大字山川796  
☎ (0836) 73-1800



● 営 業 種 目  
石油製品全般  
車輛点検及び整備

取引銀行  
[Redacted]

収 入  
印 紙

取扱者印  
[Redacted]

## 領 収 書

令和 ~~二~~ 平 成 之 年 11 月 28 日 中嶋 光雄様

御入金内訳	現金小切手			
	手形 / 月 / 日	銀行	店	
	手形 / 月 / 日	銀行	店	
	銀行振込			
	相 殺			

金 額	百 拾 万 千 百 拾 円	6 1 2 5
-----	---------------	---------

(摘要) 1/2 按分 ¥3062-  
油代にて (11月分)

毎度有難う御座います  
上記金額正に領収致しました



昭和シェル石油厚狭山陽町給油所  
有限会社  
**金 重 石 油**  
山陽小野田市大字山川796  
☎ (0836) 73-1800



● 営 業 種 目  
石油製品全般  
車輛点検及び整備

取引銀行  
[Redacted]




収 入  
印 紙

取扱者印  
[Redacted]

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-6
【領収書その他の書面の添付欄】			

領 収 書		中嶋 光雄様	
令和 二年 12 月 30 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 75003
		(摘要)	1/2按分 ¥1501- 油代と12 (12月分)
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	収 入 印 紙
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 <b>金重石油</b> 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営業種目 石油製品全般 車輛点検及び整備  取引銀行 [Redacted]	取扱者印 

領 収 書		中嶋 光雄様	
令和 3 年 1 月 27 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 75642
		(摘要)	1/2按分 ¥2821- 油代と12 (1月分)
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	取扱者印 
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 <b>金重石油</b> 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営業種目 石油製品全般 車輛点検及び整備  取引銀行 [Redacted]	取扱者印 

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-7
【領収書その他の書面の添付欄】			

<b>領 収 書</b>		中嶋光雄様	
令和3年2月25日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行	店
	手形 / 月 / 日	銀行	店
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 93392
		(摘要)	1/2検分 ¥1696- 油代 (2月分) と 12
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	収 入
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 <b>金 重 石 油</b> 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営 業 種 目 石油製品全般 車輛点検及び整備	印 紙
		取引銀行	取扱者印

<b>領 収 書</b>		中嶋光雄様	
令和3年3月30日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行	店
	手形 / 月 / 日	銀行	店
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 93641
		(摘要)	1/2検分 ¥1820- 油代 と 12
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	収 入
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 <b>金 重 石 油</b> 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営 業 種 目 石油製品全般 車輛点検及び整備	印 紙
		取引銀行	取扱者印



費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費			整理番号	2-1	
事業内容	政務活動用軽自動車リース料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	21010	10505	1/2按分		
	5月分	21010	10505	"		
	6月分	21010	10505	"		
	7月分	21010	10505	"		
	8月分	21010	10505	"		
	9月分	21010	10505	"		
	10月分	21010	10505	"		
	11月分	21010	10505	"		
	12月分	21010	10505	"		
	1月分	21010	10505	"		
	2月分	21010	10505	"		
	3月分	21010	10505	"		
		《合計》	252,120	126,060		
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	2-2
----	-------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収書等に宛名の無いものは  
中嶋光雄宛に相違ありません。

4月分	20-05-07	200	*21,010トヨ夕F	1/2按分	10,505
5月分	20-06-02	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
6月分	20-07-02	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
7月分	20-08-03	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
8月分	20-09-02	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
9月分	20-10-02	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
10月分	20-11-02	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
11月分	20-12-02	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
12月分	21-01-04	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
1月分	21-02-02	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
2月分	21-03-02	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505
3月分	21-04-02	200	*21,010トヨ夕F	"	10,505

国内・海外視察・研修報告書

議員名 中鳴光雄

費目	研修費		整理番号	1-1
視察・研修の目的	持続可能な財政について			
年月日	2020年10月19日			
場所	インターネット Zoom 受講 (自宅)			
相手先	地方議員研究会			
行程	—			
内容・結果等	引紙のとおり			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	受講料	15,000	15,000	資料・音声データ代
	《合計》	15,000	15,000	
按分割合 積算根拠	100% 充当			

- 注) 1 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料 (公共交通機関利用料を含む) を支出した研修について本報告書を作成すること  
 2 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること  
 3 パック料金を利用した場合は、経費内訳の内容欄に、交通費、宿泊費等の項目内訳を記入すること

地方議員研究会（2020年10月19日）

コロナと持続可能な財政・・・宮本正一・日本公共経営研究所代表

1. 財政調整基金を使い切って大丈夫？

○地方財政計画とは

- ・地方団体の収支見通し
- ・歳出総額は地方の財源保障の担保

2. 貯金によって違う自治体政策

- ・金持ちと貧乏の話
- ・首長の立場で考えてみる

3. 国から配られる交付金の仕組み

- ・財政需要額—財政収入額（75%）
- ・財政の公平性
- ・地方財政計画と地方交付税の関係

4. 執行部と議会の財政質疑答弁ケーススタディ

○「質問とは」「質問の範囲」「質問の効果」

- ・行財政全般にわたって、執行機関に疑問点を質し、所信の表明を求める
- ・質問の範囲＝自治事務・法定受託事務を問わず地方自治体が処理する一切
- ・質問の効果＝執行機関の所信を質したり、事実関係を明らかにするだけにとどめてはならない
- ・所信を質すことにより、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明らかにさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的意識を持つこと

○追求できるタイミング

- ・決算委員会（詳細項目）
  - 決算審査、執行済みとして軽視されがち
  - 住民に代わって行政評価、経済効果の測定
  - 一時的意義＝予算効果・行政効果を客観的に評価
  - 二次的意義＝会計処理へ事前統制・事前監視
  - 三時的意義＝住民に財政実態の理解と納得を得る
- ・会派別予算・施策要望
- ・会派別予算回答及び予算概要説明
- ・3月議会

5. 決算カードを現状把握してみる

- ・10年分の決算カードを点検・評価してみる

### 領収書等添付票

費目	研修費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

インターネット 視聴

## 領 収 証

中嶋光雄 様 2020年10月19日

★ ￥15,000

(但) 10/19 14:00~「コロナと持続可能な財政」  
資料・音声データ代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297



費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費			整理番号
事業内容	新聞、雑誌購読料			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	札幌新聞(4A~3A)	41,964	41,964	3497/月 × 12月
	朝日新聞(4A~3A)	97,596	97,596	7958/月 × 5月、8298/月 × 7月
	公明新聞(4A~3A)	22,644	22,644	1887/月 × 12月
	週刊新社会	9,216	9,216	4月~3月
	D-file自治体情報誌	60,000	60,000	4月号上下~3月号上下
	全国農業新聞	8,400	8,400	4月~3月
	友誼情報	3,000	3,000	9月~2月
	週刊金曜日	23,843	7,947	12月~3月
	《合計》	266,663	250,767	
按分割合 積算根拠	<p>政務活動 (100%)</p> <p>政務活動 (100%)</p>			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報  
告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通  
機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告  
書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満た  
さない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

領収書

3,497 円

2020 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。

日本共産党北南地区委員会  
宇部市南浜町2-4-2  
TEL0836-33-5577

領収日 4/26 投者

中嶋 光雄 様

新聞雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」 部数 1 金額 3,497

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2020年4月分

領収日 4月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

支店 宇部 読者番号 02,06 11335 年月分 20 4 **ASA 領収証** No. 7

山川 675  
山川浴

4/27

中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	7,958
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,160	

(消費税) 上記金額を添収しました。

ASA 厚狭  
山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
TEL 0836-72-3111



\*軽減税率対象品目 (内、消費税) 8%対象 7,958円 ( 589円) いつもありがとうございます。今後よろしくお願ひします。

お客様の個人情報には当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
住所 宇部市中村3丁目3-28  
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

領収書

3,497 円

2020 年 5 月分

上記の金額としかにいただきました。

日本共産党北南地区委員会  
宇部市南浜町2-4-2  
TEL0836-33-5577

領収日 5/28 投書

中嶋 光雄 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2020年5月分

領収日 5月28日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号 年月分  
0206 11335 20 5

ASA 領収証

No. 7

山川 675  
山川浴

5/27  
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
* 朝日新聞	1	3,093	7,958
* 山口新聞	1	2,705	
* 宇部日報	1	2,160	

(消費税) 上記金額を領収します。

ASA 厚狹  
山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
TEL 0836-72-3111



軽減税率対象品目 (内、消費税) 10% 7,958円 ( 589円)  
8%対象 7,958円 ( 589円)

いつもありがとうございます。  
今後よろしくお願います。

お客様の個人情報とはASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
住所 宇部市中村3丁目3-28  
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426



お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領収書

中嶋 光雄 様

新聞・雑誌名 中嶋 光雄 様  
部数 金額

2020年6月分  
3,497円

上記の金額にしがしいたきました。  
ありがとうございました。

日本共産党北南地区委員会  
宇部市南浜町2-4-2  
TEL0836-33-5577

領収日 6/27 扱書

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様  
ご購読ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2020年6月分 領収日 6月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号 年月分  
02.06 11335 20 6 **ASA 領収証**  
No. 7

山川 675  
山川裕

6/24  
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	7,958
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,160	

(消費税) 上記金額を納付しました。

ASA 厚狭  
山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
TEL 0836-72-3111



\*軽減税率対象品目 (内、消費税) 1つありがとうございます。  
8%対象 7,958円 (589円) 今後もよろしくお願います。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
住所 宇部市中村3丁目3-28  
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領収書

中嶋 光雄 様

新聞・雑誌名	部数	金額	
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	3,497 円

2020 年 7 月分

上記の金額をしかぐさいいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党北南地区委員会  
宇部市南浜町2-4-2  
TEL0836-33-5577

領収日 7/26 振替

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2020 年 7 月分

領収日 7 月 3 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号	年月分	<b>ASA 領収証</b> No. 7
02.06   11335	20 7	

山川 675  
山川裕

7/28  
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	7,958
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,160	

(消費税込)  
上記金額を領収しました

ASA 厚狭  
山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
TEL 0836-72-3111



\*軽減税率対象品目 (内、消費税)  
8%対象 7,958円 ( 589円)

いつもありがとうございます。  
今後もよろしく願います。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
住所 宇部市中村3丁目3-28  
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書


中嶋 光雄 様

3,497 円

2020 年 8 月分

上記の金額たしかにいたしました。  
ありがとうございます。

日本共産党北南地区委員会  
宇部市南浜町2-4-2  
TEL0836-33-5577

領収日 *S. 26* 振替者 

新聞・雑誌名 部数 金額  
日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購読ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2020年8月分

領収日 8月31日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号 年月分  
02,06 11335 20 8

ASA 領収証

No. 7

8/25

中嶋 光雄 様

山川 675  
山川浴

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	7,958
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,160	

(消費税) 上記金額を納入します

ASA 厚狭  
山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
TEL 0836-72-3111



\*軽減税率対象品目(内、消費税) 10% 7,958円(内、消費税) 589円  
8%対象 7,958円(内、消費税) 589円

いつもありがとうございます。  
今後よろしくお願いいたします。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
住所 宇部市中村3丁目3-28  
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)





領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-8
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領収書

中嶋 光雄 様

新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	

2020 年 10 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございます。

日本共産党北南地区委員会  
宇部市南浜町2-4-2  
TEL0836-33-5577

領収日 10/25 報告

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020 年 10 月分 領収日 10/20 日  
領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

支店 区別 読者番号	年月分	<b>ASA 領収証</b> No. 7
02,06   11335	20 10	

山川 675  
山川浴  
10/24  
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	8,258
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,460	

ASA 厚狭  
山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
TEL 0836-72-3111

\*軽減税率対象品目 (内、消費税) いつもありがとうございます。  
8%対象 8,258円 ( 611円) 今後よろしく願います。

おお客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
住所 宇部市中村3丁目3-28  
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-9
【領収書その他の書面の添付欄】			
新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」		部数 1	金額 3,497
			3,497 円 2020 年 11 月分 上記の金額がしかにいただきました。 ありがとうございます。 日本共産党北南地区委員会 宇部市南浜町2-4-2 TEL0836-33-5577
			領収日 11/29 扱者

新聞購読料 領収証

中島 光雄 様

ご購入ありがとうございます。  
 下記金額を正に領収いたしました。

2020 年 11 月分 領収日 11 月 30 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号 年月分  
 02.06 11335 20 11

ASA 領収証 No. 7

山川 675  
 山川裕

11/25  
 中島 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	8,258
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,460	

(消費税込) 上記金額を領収しました。

ASA 厚狭  
 山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
 TEL 0836-72-3111



\*軽減税率対象品目 (内、消費税) 8%対象 8,258円 (611円) いつもありがとうございます。 今後よろしくお願ひします。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
 住所 宇部市中村3丁目3-28  
 TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426  
 お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-10
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書

中嶋 光雄 様

新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	2020 年 12 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございます。  
日本共産党北南地区委員会  
宇部市南浜町2-4-2  
TEL.0836-33-5577

領収書 12/22 撮者

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2020 年 12 月分 領収日 12月30日

領収金額 ￥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

支店 区域 領収番号 年月分  
02,06 | 11335 20 12

ASA 領収証

No. 7

山川 675  
山川浴

12/27  
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
* 朝日新聞	1	3,093	8,258
* 山口新聞	1	2,705	
* 宇部日報	1	2,460	

ASA 厚狭  
山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
TEL 0836-72-3111




\*軽減税率対象品目 (内、消費税) 1つもありありがとうございます。  
8%対象 8,258円 ( 611円) 今後よろしくお願います。  
お客様の個人情報には当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
住所 宇部市中村3丁目3-28  
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	ノ-ノ
【領収書その他の書面の添付欄】			
新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」		部数 1	金額 3,497
中嶋 光雄 様		領収書 3,497 円 2021 年 1 月分 上記の金額はしかにいただきました。 ありがとうございます。 日本共産党北南地区委員会 宇部市南浜町2-4-2 TEL0836-33-5577	
		領収日 2/24	役者 

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。  
 下記金額を正に領収いたしました。  
 2021年1月分

領収日 / 月 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
 (8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号 年月分  
 02 06 11335 21 1

ASA 領収証

No. 6

山川 675  
 山川裕

1/27  
 中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	8,258
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,460	

(消費税込)  
 上記金額を領収しました

ASA 厚狭  
 山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
 TEL 0836-72-3111



\*軽減税率対象品目(内、消費税) 1つもありがとうございます。  
 8%対象 8,258円(611円) 今後よろしくお願ひします。

お客様の個人情報には当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
 住所 宇部市中村3丁目3-28  
 TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426



お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-12
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領収書


中嶋 光雄 様

新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	

2021年 2月分

上記の金額をしかにいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党北南地区委員会  
宇部市南浜町2-4-2  
TEL0836-33-5577

領収日 2/24 投者 

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年2月分 領収日 2月28日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号	年月分	<b>ASA 領収証</b> No. 6
02,06   11335	21   2	

山川 675  
山川裕

2/24  
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	8,258
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,460	

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

ASA 厚狭  
山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
TEL 0836-72-3111



\*軽減税率対象品目 (内、消費税)  
8%対象 8,258円 ( 611円)

いつもありがとうございます。  
今後もよろしくお願いいたします。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
住所 宇部市中村3丁目3-28  
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426


お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-13
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】



日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領収書

中嶋 光雄 様


新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

3,497 円

2021 年 3 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党北南地区委員会  
宇部市南浜町2-4-2  
TEL.0836-33-5577

領収日 3/2 署名 

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2021年3月分

領収日 3月3日

領収金額 **¥1,887**

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号 年月分  
02,06 | 11335 | 21 | 3

ASA 領収証

No. 15

山川 675  
山川裕

3/4  
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	8,258
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,460	

(消費税) 上記金額を領収します。

ASA 厚狭  
山陽小野田市鴨ノ庄81-1  
TEL 0836-72-3111



\*軽減税率対象品目 (内、消費税) いつもありがとうございます。  
8%対象 8,258円 ( 611円) 今後もよろしく願います。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫  
住所 宇部市中村3丁目3-28  
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-14
【領収書その他の書面の添付欄】			
「週刊新社会」新聞講読料 領収書等の宛名の無いものは 中嶋光雄宛に相違ありません			
20-07-07	200	*2,304円シカイトウ 納付券	
20-10-02	200	*2,304円シカイトウ 納付券	
21-04-10	200	*2,304円シカイトウ 納付券	

2020年4月~6月分  
 " 7月~9月分  
 " 10月~12月分  
 2021年1月~3月分

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号												
02-12-19	55062	A93120002												
取扱店	アサ													
払込口座	[Redacted]													
払込金額	*2,304	料金 *0												
<table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>[Redacted]</td> </tr> <tr> <td>振替受付票</td> <td>振替受付票</td> </tr> <tr> <td>新社会党 防府 支部</td> <td>払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>2,304</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>中嶋光雄 様</td> </tr> <tr> <td>交付日</td> <td>[Redacted]</td> </tr> </table>			口座番号	[Redacted]	振替受付票	振替受付票	新社会党 防府 支部	払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)	金額	2,304	ご依頼人	中嶋光雄 様	交付日	[Redacted]
口座番号	[Redacted]													
振替受付票	振替受付票													
新社会党 防府 支部	払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)													
金額	2,304													
ご依頼人	中嶋光雄 様													
交付日	[Redacted]													
入金額	*10,304													
おつり	*8,000													
スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay 口座の残高確認も 可能です！														

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号												
02-12-15	55062	A93240018												
取扱店	アサ													
払込口座	[Redacted]													
払込金額	*60,000	料金 *0												
<table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>[Redacted]</td> </tr> <tr> <td>振替受付票</td> <td>振替受付票</td> </tr> <tr> <td>イマジン出版株式会社</td> <td>払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>中嶋 光雄 様</td> </tr> <tr> <td>交付日</td> <td>[Redacted]</td> </tr> </table>			口座番号	[Redacted]	振替受付票	振替受付票	イマジン出版株式会社	払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)	金額	60,000	ご依頼人	中嶋 光雄 様	交付日	[Redacted]
口座番号	[Redacted]													
振替受付票	振替受付票													
イマジン出版株式会社	払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)													
金額	60,000													
ご依頼人	中嶋 光雄 様													
交付日	[Redacted]													
入金額	*60,000													
おつり	*0													
スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay 口座の残高確認も 可能です！														

印紙税申告納付につき親町税務署承認済

印紙税申告納付につき親町税務署承認済

D-file (自治体情報誌)

2020年4月号上下  
 ~ 2021年3月号上下

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-15
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

- 1 全国農業新聞購読料
- 2 反戦情報 2020年9月~2021年2月

## 領 収 書

一 金 8,400 円也

但 全国農業新聞購読料  
( 2年4月~3月分)

上記金額領収しました

令和3年 3月 3日

中山島光雄様

全国農業会議所  
全国農業新聞 全国農業図書 山口県支局  
取扱者  
山陽小野田市 農業委員会



領 収 証 中山島光雄 様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥3000			
----	-------	--	--	--

内 訳  
 現金 \_\_\_\_\_ 但 No 432~437  
 小切手 / 2020年9月16日 上記正に領収いたしました  
 手形 /

消費税額等(%) \_\_\_\_\_  
 消費税額等(%) \_\_\_\_\_

反 戦 情 報  
 〒753-0212 山口市下小鱈2836-9  
 TEL/FAX 083-929-3674



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-16
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

週刊金曜日 購読料  
 領収書宛名の無いものは、中嶋光雄宛に相違ありません。

ご利用年月日	ご利用店名	利用種別	ご利用金額(円)	お支払方法	回数	今回ご請求金額(円)
201214	富士山マガジンサービス	☆	23843	①回払	1	23843

週刊金曜日



一冊定価: 600 円  
 出版社: 株式会社金曜日

購読期間: 1 年  
 注文番号: 15769972  
 注文アイテム番号: 17390488  
 お申し込み日: 2020/12/14  
 購読冊数の合計: 48 冊

支払額

$$23843 \times \frac{4\text{冊}}{12\text{冊}} = 7947$$

(2020年12月~2021年3月)

クレジットカード決済より、2020年12月14日に支払済

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 <u>広報費</u> ・事務所費・事務費・人件費		整理番号	1-1	
事業内容	県議会報告 印刷・新聞折込み・郵送				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	20号印刷・折込料	332,263	332,263	印刷 19560枚 折込 16060枚	
	21号印刷・折込料	332,263	332,263	印刷 19560枚 折込 16060枚	
	22号印刷・折込料	332,263	332,263	印刷 19560枚 折込 16060枚	
	23号印刷・折込料	332,263	332,263	印刷 20060枚 折込 16060枚	
	20号郵送料	6552	6552	78通	
	21号	27,577	27,577	363通	
	22号	28,095	28,095	371通	
	23号	29,870	29,870	392通	
	23号	420	420	5通	
		《合計》	1,421,566	1,421,566	
按分割合 積算根拠	政務活動(100%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

令和 2 年 4 月 14 日

中 嶋 様

金 額	¥	3	3	2	2	6	3	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

但し  
上記金額正に領収いたしました

(有) 厚 狭 印 刷

代表取締役 能 見 敏 郎

〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭本町1区  
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698



県議会報告第20号印刷(19,560枚)新聞折込み(16,060枚)

領 収 証

令和 2 年 8 月 4 日

中 嶋 様

金 額	¥	3	3	2	2	6	3	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

但し  
上記金額正に領収いたしました

(有) 厚 狭 印 刷

代表取締役 能 見 敏 郎

〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭本町1区  
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698



県議会報告第21号印刷(19,580枚)新聞折込み(16,060枚)

領収書等添付票

費目	左報費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

令和 2 年 11 月 5 日

中嶋光雄 様

金 額	¥	3	3	2	2	6	3	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---



但し  
上記金額正に領収いたしました

(有)厚狭印刷

代表取締役 能見敏郎

〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭本町1区  
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698



県議会報告第22号印刷(19560枚)新聞折込み(16060枚)

領 収 証

令和 3 年 1 月 14 日

中嶋光雄 様

金 額	¥	3	3	2	2	6	3	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---



但し  
上記金額正に領収いたしました

(有)厚狭印刷

代表取締役 能見敏郎



〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭本町1区  
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698






県議会報告第23号印刷(20060枚)新聞折込み(16060枚)



領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-4
【領収書その他の書面の添付欄】		県議会報告郵送料	
No.20号 78通		No.21号 363通	
<p><b>領収書</b> 中嶋光雄 様</p> <p>県議会報告No.20号郵送料</p>		<p><b>領収書</b> 中嶋光雄 様</p>	
<p>[販売]</p> <p>2020年ハッピーグリ・84 840円 7枚 ¥5,880</p> <p>東京2020大会(聖火) 84円 8枚 ¥672</p>		<p>[別納引受]</p> <p>区内特別基(定) 21.5g @73 265通 ¥19,345</p>	
<p>小計 ¥6,552</p> <p>課税計(10%) ¥0 (内消費税等 ¥0) 非課税計 ¥6,552</p>		<p>小計 ¥19,345</p> <p>第一種定形 19.0g @84 98通 ¥8,232</p>	
<p>△計 ¥6,552</p> <p>口計 お預り金額 ¥10,000</p> <p>おつり ¥3,448</p>		<p>小計 ¥8,232</p> <p>郵便物引受合計通数 363通 課税計(10%) ¥27,577 (内消費税等 ¥2,507) 非課税計 ¥0</p>	
 <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2020年 4月13日 9:30 担当: [Redacted] 発行No. 200413J9064 端N38箱01 連絡先: 厚狭郵便局 TEL: 0570-943-837</p>		 <p>△計 ¥27,577</p> <p>口計 お預り金額 ¥30,000</p> <p>おつり 議会報告 ¥2,423</p> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2020年 7月31日 12:31 担当: [Redacted] 発行No. 200731A2085 端N38箱01 連絡先: 厚狭郵便局 TEL: 0570-943-837</p>	

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-5
【領収書その他の書面の添付欄】 県議会報告郵送料			
No.22号 371通			
<h3 style="margin: 0;">領収書</h3> <p style="margin: 0;">中山 光雄 様</p>			
[別納引受] 区内特別基 (定) @73 279通		21.5g ¥20,367	
小計		¥20,367	
第一種定形 @84 92通		13.0g ¥7,728	
小計		¥7,728	
郵便物引受合計通数		371通	
課税計 (10%)		¥28,095	
(内消費税等)		¥2,554	
非課税計		¥0	
△計		¥28,095	
□計		¥30,095	
お預り金額		¥2,000	
おつり		¥2,000	
			
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2020年10月30日 15:50 担当：[Redacted] 発行No. 201030A7532 端N38箱02 連絡先：厚狭郵便局 TEL:0570-943-837			
<h3 style="margin: 0;">領収書</h3> <p style="margin: 0;">No.23号 392通</p>			
<h3 style="margin: 0;">領収書</h3> <p style="margin: 0;">中山 光雄 様</p>			
[別納引受] 第一種定形 @84 114通		18.5g ¥9,576	
小計		¥9,576	
区内特別基 (定) @73 278通		18.5g ¥20,294	
小計		¥20,294	
郵便物引受合計通数		392通	
課税計 (10%)		¥29,870	
(内消費税等)		¥2,715	
非課税計		¥0	
△計		¥29,870	
□計		¥30,000	
お預り金額		¥130	
おつり		¥130	
			
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2020年12月31日 11:00 担当：[Redacted] 発行No. 201231A8446 端P12箱03 連絡先：厚狭郵便局 TEL:0570-943-837			
<h3 style="margin: 0;">領収書</h3> <p style="margin: 0;">No.2号 5通</p>			
<h3 style="margin: 0;">領収書</h3> <p style="margin: 0;">中山 光雄 様</p>			
[証紙切手引受] 第一種定形 @84 5通		18.0g ¥420	
小計		¥420	
郵便物引受合計通数		5通	
課税計 (10%)		¥420	
(内消費税等)		¥38	
非課税計		¥0	
△計		¥420	
□計		¥420	
お預り金額		¥420	
			
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年1月1日 16:20 担当：[Redacted] 発行No. 210101A8490 端P12箱03 連絡先：厚狭郵便局 TEL:0570-943-837			

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費 広報費	研修費 事務所費	会議費 事務費	資料費 人件費	整理番号
事業内容	事務所低圧電力電気料金 (事務所専用)				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	低圧電力			1/2按分	
	4月分	2,616	1,308	〃	
	5月分	1,543	771	〃	
	6月分	1,346	673	〃	
	7月分	1,368	684	〃	
	8月分	2,109	1,054	〃	
	9月分	2,193	1,096	〃	
	10月分	1,280	640	〃	
	11月分	1,847	923	〃	
	12月分	3,652	1,826	〃	
	1月分	6,202	3,101	〃	
	2月分	3,695	1,847	〃	
	3月分	3,454	1,727	〃	
	《合計》	31,305	15,650		
按分割合 積算根拠	政教活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・(事務所費)・事務費・人件費	整理番号	1-2		
事業内容	事務所電気料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	28977	7244	1/4按分	
	5月分	20459	5114	〃	
	6月分	17111	4277	〃	
	7月分	17082	4270	〃	
	8月分	22606	5651	〃	
	9月分	19813	4953	〃	
	10月分	16374	4093	〃	
	11月分	22714	5678	〃	
	12月分	30622	7655	〃	
	1月分	50514	12628	〃	
	2月分	34894	8723	〃	
	3月分	27990	6997	〃	
	《合計》	309156	77283		
按分割合 積算根拠	政務活動(25%) 家事分(50%) + 政務活動(25%) + その他活動(25%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費		整理番号	1-3	
【領収書その他の書面の添付欄】					
低圧電力は事務所専用(1/4接分) 事務所電気料金					
普通預金(兼お借入明細)					
年月日	記号	金額	摘要	低圧電力 1/4接分	
20-05-01	200	*2,616電気	1308	4月分	1/4接分 4月分
20-05-01	200	*28,977電気	7244		
20-06-01	200	*1,543電気	771	5月分	
20-06-01	200	*20,459電気	5114		5月分
20-07-01	200	*1,346電気	673	6月分	
20-07-01	200	*17,111電気	4277		6月分
20-08-03	200	*1,368電気	684	7月分	
20-08-03	200	*17,082電気	4270		7月分
20-09-01	200	*2,109電気	1054	8月分	
20-09-01	200	*22,606電気	5651		8月分
20-10-01	200	*2,193電気	1096	9月分	
20-10-01	200	*19,813電気	4953		9月分
20-11-02	200	*1,280電気	640	10月分	
20-11-02	200	*16,374電気	4093		10月分
20-12-01	200	*1,847電気	923	11月分	
20-12-01	200	*22,714電気	5678		11月分
21-01-04	200	*3,652電気	1826	12月分	
21-01-04	200	*30,622電気	7655		12月分
21-02-01	200	*6,202電気	3101	1月分	
21-02-01	200	*50,514電気	12628		1月分
21-03-01	200	*3,694電気	1847	2月分	
21-03-01	200	*34,894電気	8723		2月分
21-04-01	200	*3,454電気	1727	3月分	
21-04-01	200	*27,990電気	6997		3月分
領収書等宛名の無いものは 中嶋光雄宛に相違ありません。					

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・(事務所費)・事務費・人件費			整理番号	2-1
事業内容	事務所水道料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	3,564	891	1/4 按分	
	5~6月分	9,240	2,310	:	
	7~8月分	9,240	2,310	:	
	9~10月分	9,372	2,343	:	
	11~12月分	6,996	1,749	:	
	1~2月分	10,560	2,640	:	
		《合計》	48,972	12,243	
按分割合 積算根拠	政務活動(25%) 家事分(50%) + (政務活動25% + その他活動25%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-2
【領収書その他の書面の添付欄】			

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。  
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001		
メーター番号	口径	用途	検針員
0179031	013	一般用	マイタウン⑤
前回検針日	今回検針日		
令和 2年 4月 9日	~ 令和 2年 6月10日		

今回指示数 (A)	686 m <sup>3</sup>
前回指示数 (B)	620 m <sup>3</sup>
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m <sup>3</sup>
ご使用水量(A)-(B)+(C)	66 m <sup>3</sup>

ご使用年月分	令和 2年 5月~令和 2年 6月分
請求予定金額	
水道料金	9,240 円
下水道使用料	** , *** , *** 円
合計金額	9,240 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 令和 2年 7月27日

通信欄 3月分控除後、4月 按分  
水道局職員を装った業者にご注意ください 891

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書	
ご使用年月分	令和 2年 3月~令和 2年 4月分
ご使用水量	50 m <sup>3</sup>
振替日	令和 2年 5月26日
振替済金額(消費税含む)	7,128 円
上記のとおり振替させていただきました。	

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。  
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001		
メーター番号	口径	用途	検針員
0179031	013	一般用	マイタウン⑤
前回検針日	今回検針日		
令和 2年 6月10日	~ 令和 2年 8月13日		

今回指示数 (A)	752 m <sup>3</sup>
前回指示数 (B)	686 m <sup>3</sup>
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m <sup>3</sup>
ご使用水量(A)-(B)+(C)	66 m <sup>3</sup>

ご使用年月分	令和 2年 7月~令和 2年 8月分
請求予定金額	
水道料金	9,240 円
下水道使用料	** , *** , *** 円
合計金額	9,240 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 令和 2年 9月28日

通信欄  
水道局職員を装った業者にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書	
ご使用年月分	令和 2年 5月~令和 2年 6月分
ご使用水量	66 m <sup>3</sup>
振替日	令和 2年 7月27日
振替済金額(消費税含む)	9,240 円
上記のとおり振替させていただきました。	

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。 4 按分

山陽小野田市水道局

2310-

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-3
【領収書その他の書面の添付欄】			

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。  
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001		
メーター番号	口径	用途	検針員
0179031	013	一般用	マイタウン⑤
前回検針日	今回検針日		
令和 2年 8月13日	~ 令和 2年10月13日		

今回指示数 (A)	819	m <sup>3</sup>
前回指示数 (B)	752	m <sup>3</sup>
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m <sup>3</sup>
ご使用水量(A)-(B)+(C)	67	m <sup>3</sup>

ご使用年月分 令和 2年 9月~令和 2年10月分  
請求予定金額

水道料金	9,372	円
下水道使用料	**,**,***	円
合計金額	9,372	円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和 2年11月26日

通信欄 *1/4検分 ¥2310-*  
水道局職員を装った業者にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分 令和 2年 7月~令和 2年 8月分  
ご使用水量 66 m<sup>3</sup>  
振替日 令和 2年 9月28日  
振替済金額(消費税含む) 9,240 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。  
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001		
メーター番号	口径	用途	検針員
0179031	013	一般用	マイタウン⑤
前回検針日	今回検針日		
令和 2年10月13日	~ 令和 2年12月 9日		

今回指示数 (A)	868	m <sup>3</sup>
前回指示数 (B)	819	m <sup>3</sup>
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m <sup>3</sup>
ご使用水量(A)-(B)+(C)	49	m <sup>3</sup>

ご使用年月分 令和 2年11月~令和 2年12月分  
請求予定金額

水道料金	6,996	円
下水道使用料	**,**,***	円
合計金額	6,996	円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和 3年 1月26日

通信欄 *1/4検分 ¥2343-*  
冬場の水道管凍結にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分 令和 2年 9月~令和 2年10月分  
ご使用水量 67 m<sup>3</sup>  
振替日 令和 2年11月26日  
振替済金額(消費税含む) 9,372 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局



領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-4
【領収書その他の書面の添付欄】			

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。  
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号	0179031
口径	013
用途	一般用
検針員	マイタウン⑤
前回検針日	令和 2年12月 9日
今回検針日	令和 3年 2月 9日

今回指示数 (A)	967	m <sup>3</sup>
前回指示数 (B)	868	m <sup>3</sup>
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m <sup>3</sup>
ご使用水量(A) - (B) + (C)	99	m <sup>3</sup>

ご使用年月分	令和 3年 1月~令和 3年 2月分
請求予定金額	
水道料金	13,596 円
下水道使用料	** , *** , *** 円
合計金額	13,596 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 令和 3年 3月26日

通信欄

冬場の水道管凍結にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書	
ご使用年月分	令和 2年11月~令和 2年12月分
ご使用水量	49 m <sup>3</sup>
振替日	令和 3年 1月26日
振替済金額(消費税含む)	6,996 円
上記のとおり振替させていただきました。	

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。1/4按分

山陽小野田市水道局 1749-

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。  
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号	0179031
口径	013
用途	一般用
検針員	マイタウン⑤
前回検針日	令和 3年 2月 9日
今回検針日	令和 3年 4月12日

今回指示数 (A)	1,020	m <sup>3</sup>
前回指示数 (B)	967	m <sup>3</sup>
メーター取替時のご使用水量 (C)	0	m <sup>3</sup>
ご使用水量(A) - (B) + (C)	53	m <sup>3</sup>

ご使用年月分	令和 3年 3月~令和 3年 4月分
請求予定金額	
水道料金	7,524 円
下水道使用料	** , *** , *** 円
合計金額	7,524 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 令和 3年 5月26日

通信欄

冬場の水道管凍結にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書	
ご使用年月分	令和 3年 1月~令和 3年 2月分
ご使用水量	76 m <sup>3</sup>
振替日	令和 3年 3月26日
振替済金額(消費税含む)	10,560 円
上記のとおり振替させていただきました。	

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。1/4按分

山陽小野田市水道局 2640-

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・(事務費)・人件費	整理番号	1-1	
事業内容	固定電話料			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	固定			1/2 按分
	4月分	10562	5281	∴
	5月分	10509	5254	∴
	6月分	10527	5263	∴
	7月分	10615	5307	∴
	8月分	10527	5263	∴
	9月分	10533	5276	∴
	10月分	10685	5342	∴
	11月分	10535	5267	∴
	12月分	10364	5182	∴
	1月分	10465	5232	∴
	2月分	10542	5271	∴
	3月分	10410	5205	∴
		《合計》	126294	63143
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

事務所固定電話料金

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払の場合は、金額を棒書きお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
4月分  
1/2 按分 ¥5281

お客様番号  
4710-0660-45484

2020年 5月ご請求分

金額(円)  
¥10,562-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
20.5.26  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払の場合は、金額を棒書きお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
5月分  
1/2 按分 ¥5254

お客様番号  
4710-0660-45484

2020年 6月ご請求分

金額(円)  
¥10,509-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
20.6.20  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払の場合は、金額を棒書きお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
6月分  
1/2 按分 ¥5263

お客様番号  
4710-0660-45484

2020年 7月ご請求分

金額(円)  
¥10,527-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
20.7.22  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払の場合は、金額を棒書きお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
7月分  
1/2 按分 ¥5307

お客様番号  
4710-0660-45484

2020年 8月ご請求分

金額(円)  
¥10,615-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
20.8.26  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払の場合は、金額を棒書きお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
8月分  
1/2 按分 ¥5263

お客様番号  
4710-0660-45484

2020年 9月ご請求分

金額(円)  
¥10,527-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
20.9.22  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払の場合は、金額を棒書きお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
9月分  
1/2 按分 ¥5276

お客様番号  
4710-0660-45484

2020年 10月ご請求分

金額(円)  
¥10,553-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
20.10.22  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払の場合は、金額を棒書きお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
10月分  
1/2 按分 ¥5342

お客様番号  
4710-0660-45484

2020年 11月ご請求分

金額(円)  
¥10,685-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
20.11.19  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払の場合は、金額を棒書きお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
11月分  
1/2 按分 ¥5267

お客様番号  
4710-0660-45484

2020年 12月ご請求分

金額(円)  
¥10,535-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
20.12.19  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-3
【領収書その他の書面の添付欄】		事務所固定電話料金	

<p style="font-size: 10px;">A T Mまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合には金額の数字を消去してください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。</p> <p style="text-align: center;"><b>電話料金等払込受領証</b> 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 12月分 1/2 接分 ¥5182-</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2021年 1月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥10,364-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 日 附 印 21.1.22 40981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p style="font-size: 10px;">A T Mまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合には金額の数字を消去してください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。</p> <p style="text-align: center;"><b>電話料金等払込受領証</b> 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 1月分 1/2 接分 ¥5232-</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2021年 2月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥10,465-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 日 附 印 21.2.22 40981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p style="font-size: 10px;">A T Mまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合には金額の数字を消去してください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。</p> <p style="text-align: center;"><b>電話料金等払込受領証</b> 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 2月分 1/2 接分 ¥5271-</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2021年 3月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥10,542-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 日 附 印 21.3.20 40981</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p style="font-size: 10px;">A T Mまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合には金額の数字を消去してください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。</p> <p style="text-align: center;"><b>電話料金等払込受領証</b> 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 3月分 1/2 接分 ¥5205-</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2021年 4月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥10,410-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 日 附 印 21.4.19 192873</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
---	--	--	---

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <del>事務費</del> ・人件費	整理番号	2-1	
事業内容	携帯電話料金			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	携帯			
	4月分	15,519	7,759	1/2 按分
	5月分	15,507	7,753	=
	6月分	15,450	7,725	=
	7月分	15,452	7,726	=
	8月分	18,230	9,115	=
	9月分	18,309	9,154	=
	10月分	20,141	10,070	=
	11月分	20,207	10,103	=
	12月分	14,600	7,300	=
	1月分	14,774	7,387	=
	2月分	14,314	7,157	=
	3月分	13,251	6,625	=
		《合計》	195,754	97,874
按分割合 積算根拠	<u>政務活動(50%)</u> 政務活動(50%) + その他の活動(50%)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

携帯電話料金

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様

4月分  
1/2 按分 ¥7759-

お客様番号  
1709-9006-77633

2020年 5月ご請求分

金額(円)  
¥15,519-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
20.5.26  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様

5月分  
1/2 按分 ¥7753-

お客様番号  
1709-9006-77633

2020年 6月ご請求分

金額(円)  
¥15,507-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
20.6.20  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様

6月分  
1/2 按分 ¥7725-

お客様番号  
1709-9006-77633

2020年 7月ご請求分

金額(円)  
¥15,450-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
20.7.22  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様

7月分  
1/2 按分 ¥7726-

お客様番号  
1709-9006-77633

2020年 8月ご請求分

金額(円)  
¥15,452-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
20.8.26  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様

8月分  
1/2 按分 ¥9115-

お客様番号  
1709-9006-77633

2020年 9月ご請求分

金額(円)  
¥18,230-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
20.9.22  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様

9月分  
1/2 按分 ¥9154-

お客様番号  
1709-9006-77633

2020年 10月ご請求分

金額(円)  
¥18,309-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様

10月分  
1/2 按分 ¥10070-

お客様番号  
1709-9006-77633

2020年 11月ご請求分

金額(円)  
¥20,141-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
20.11.19  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様

11月分  
1/2 按分 ¥10103-

お客様番号  
1709-9006-77633

2020年 12月ご請求分

金額(円)  
¥20,207-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
20.12.19  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

携帯電話料金

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左欄の金額をお出しください。ATM以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
12月分  
1/2 按分  
¥7300-

お客様番号  
1709-9006-77633

2021年 1月ご請求分  
金額(円)  
¥14,600-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
21.1.22  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左欄の金額をお出しください。ATM以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
1月分  
1/2 按分  
¥7387-

お客様番号  
1709-9006-77633

2021年 2月ご請求分  
金額(円)  
¥14,774-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
21.2.22  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左欄の金額をお出しください。ATM以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
2月分  
1/2 按分  
¥7157-

お客様番号  
1709-9006-77633

2021年 3月ご請求分  
金額(円)  
¥14,314-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
21.3.20  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左欄の金額をお出しください。ATM以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。

ご請求先氏名  
中嶋 光雄 様  
3月分  
1/2 按分  
¥6625-

お客様番号  
1709-9006-77633

2021年 4月ご請求分  
金額(円)  
¥13,251-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ  
0120-800-000

領収日附印  
21.4.19  
400981

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

21年4月19日

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	3-1
事業内容	文房具代				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	文房具	62,027	31,011	1/2 按分	
	《合計》	62,027	31,011		
按分割合 積算根拠	支出ごとに按分(1円未満の端数切捨) 政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他活動(50%)				

- 注) 1. 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
2. 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
3. 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
4. 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
5. 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
6. 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること



領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-2
【領収書その他の書面の添付欄】			

行日:2020年04月23日

領収書

中嶋光雄 様

¥3,352 (内消費税 ¥304)

但し USB2.0切替器 代として。

上記の金額正に領収いたしました。

マツヤデンキ小野田店  
0836-84-6800

払内訳  
金

¥3,352 10%対象 ¥3,352(内消費税 ¥304)

※印刷面を内側に折って保管願います。

管理No. 0870-402-0000458

伝票No. 0870-402-008221

1/2 按分 ¥1676-



B0870402008221B

SSS  
1317892012 USS2w2  
#切替器 1:持帰 外10  
¥3,048

マツヤデンキ 小野田店

行日:2020年05月08日

領収書

中嶋光雄 様

¥16,808 (内消費税 ¥1,528)

但し プリンターインク 代として。

上記の金額正に領収いたしました。

マツヤデンキ小野田店  
0836-84-6800

払内訳  
ード

¥16,808 10%対象 ¥16,808(内消費税 ¥1,528)

※印刷面を内側に折って保管願います。

管理No. 0870-402-0000467

伝票No. 0870-402-008339

1/2 按分 ¥8404



B0870402008339B

76  
3199781019 IC4CL76  
17:プリンター 1:持帰 外10  
¥10,300  
111  
3199499013 LC1114PK  
17:プリンター 1:持帰 外10  
¥3,950

マツヤデンキ 小野田店

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

払込受領証(領収書)

購入店情報 (ご注文内容・商品・お届けについてのお問合せはこちら)

購入店名: SOURCENEXT eSHOP  
 注文番号: 2020051712438757  
<http://www.sourcenext.com/>  
 tel: 0120-115-141  
 mail: customer@sourcenext.info

新聞等編集  
PCソフト

請求明細

商品名	数量	単価	小計
パーソナル編集長 Ver. 14 優待販売	1	6,280	6,280
送料	1	450	450
コンビニ手数料	1	100	100
消費税	1		683
1/2按分 ¥3756-			

払込人氏名	中嶋 光雄 様
お問合せ番号	7813-6050-6912-3105
ご注文日	2020年5月17日
お支払期限日	2020年6月2日
ご請求金額	7,513円



よくあるお問合せはこちら

235246

収入印紙貼付欄

20.5.23

源泉徴収額印

(お客様控)

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

この頁以降、領収書等の宛名の存り方は、  
中嶋光雄宛に  
相違ありません。

領収証  
○コーナン

小野田インター店 ☎0836-81-5031

領収証  
○コーナン

小野田インター店 ☎0836-81-5031

お買い上げ商品の返品・交換は、  
必ずこの領収証をご持参のうえ  
2週間以内にお願いたします。  
(一部商品につきましては、除外  
させていただきます。)  
2020年10月01日(木) No.0001

責No00000206  
4974214150676JAN  
001420外プレゼンホルダー B 4  
2コ X 単798 ¥1,596  
小計 ¥1,596  
外税10(対象 1596) ¥159  
(税合計 ¥159)  
合計 ¥1,755  
クレジット ¥1,755  
お釣り 1/2按分 ¥0

クレジット売上票 ¥1,755  
お客様控え

この控えは 大切に保存して下さい

カード会社 2s60020  
ホムネットカード

会員番号  
有効期限 \*\*\*\*年\*\*月  
お取扱日 伝票番号  
2020年10月 1日 00347  
商品区分 取引内容 取扱区分  
0000820 お買上 110  
処理通番 [一括払い]  
7100 金額 ¥1,755  
承認番号 税送料 ¥0  
0292184 合計 ¥1,755  
ご案内

000-7100-00-00-1001-----  
A I D Mastercard  
A0000000041010  
A T C 00003 カードシケンス番号 00

加盟店  
ホームセンター コーナン  
小野田インター店

◆印は軽減税率(3%)適用商品です。



No. 8984 2点買 10:14TM

お買い上げ商品の返品・交換は、  
必ずこの領収証をご持参のうえ  
2週間以内にお願いたします。  
(一部商品につきましては、除外  
させていただきます。)  
2020年10月01日(木) No.0001

責No00000206  
4902011346275JAN  
A001425外 L F X 高白コピー用  
5コ X 単238 ¥1,190  
小計 ¥1,190  
外税10(対象 1190) ¥119  
(税合計 ¥119)  
合計 ¥1,309  
クレジット ¥1,309  
お釣り 1/2按分 ¥0

クレジット売上票 ¥1,309  
お客様控え

この控えは 大切に保存して下さい

カード会社 2s60020  
ホムネットカード

会員番号  
有効期限 \*\*\*\*年\*\*月  
お取扱日 伝票番号  
2020年10月 1日 00346  
商品区分 取引内容 取扱区分  
0000820 お買上 110  
処理通番 [一括払い]  
7099 金額 ¥1,309  
承認番号 税送料 ¥0  
0290572 合計 ¥1,309  
ご案内

000-7099-00-00-1001-----  
A I D Mastercard  
A0000000041010  
A T C 00002 カードシケンス番号 00

加盟店  
ホームセンター コーナン  
小野田インター店

◆印は軽減税率(3%)適用商品です。



No. 8983 5点買 10:14TM

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-5
【領収書その他の書面の添付欄】			

日:2020年11月10日

管理No. 0870-401-0000538

伝票No. 0870-401-010973

領収書  
中嶋光雄様

¥11,330— (内消費税 ¥1,030)

但し 複合機インク 代として。

1/2 接分  
¥5665-

上記の金額正に領収いたしました。

マツヤデンキ 小野田店  
山口県山陽小野田市日の出2-8-15

内訳 ¥11,330 10%対象 ¥11,330(内消費税 ¥1,030)

※印刷面を内側に折って保管願います。

76  
B0870401010973B  
3199781019, IC4CL76  
1779, 1:持帰 外10 ¥10,300

マツヤデンキ 小野田店

日:2020年11月26日

管理No. 0870-402-0000551

伝票No. 0870-402-010156

領収書  
中嶋光雄様

¥1,133— (内消費税 ¥103)

但し 1/27-インク 代として。

1/2 接分  
¥566-

上記の金額正に領収いたしました。

マツヤデンキ 小野田店  
山口県山陽小野田市日の出2-8-15

内訳 ¥1,133 10%対象 ¥1,133(内消費税 ¥103)

※印刷面を内側に折って保管願います。

111  
B0870402010156B  
3199494018 LC111BK  
1779, 1:持帰 外10 ¥1,030

マツヤデンキ 小野田店

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-6
【領収書その他の書面の添付欄】			

No. 023743

領収証

入金先

中嶋光雄様

お支払の内訳

金額	16643
----	-------

(内消費税 ¥ )

但 711-A-17A として

入金日 2021年 2月 8日 上記正に領収いたしました。

内訳 10%対象 ¥ (内消費税 ¥ 1/2 按分)

8%対象 ¥ (内消費税 ¥ 8321-)

非課税他 ¥

現金	
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	
ポイント	

受注日	年	月	日
伝票番号			



小野田店 山口県山陽小野田市日の出2-8-15  
TEL (0836) 84-6800

扱者印

(注)本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証  
コーナン

小野田インター店 ☎ 0836-81-5031

お買い上げ商品の返品・交換は、  
必ずこの領収証をご持参のうえ  
2週間以内にお願いたします。  
(一部商品につきましては、除外  
させていただきます。)  
2021年03月20日(土) No.0001

責No00000314  
4548927013872JAN  
001425外 L F X A 4 高白色コ  
5コX単238 ¥1,190  
4522831422357JAN  
001420外 クリアファイ  
2コX単398 ¥796  
小計 ¥1,986  
外税10(対象 1986) ¥198  
(税合計 ¥198)  
合計 ¥2,184  
クレジット  $\frac{1}{2}$  一括 ¥2,184  
お釣り ¥1092- ¥0

クレジット売上票

お客様控え

この控えは 大切に保存して下さい

カード会社 2s60020  
ホムネットカード  
会員番号  
有効期限 \*\*\*\*年\*\*月  
お取扱日 伝票番号  
2021年 3月20日 08380  
商品区分 取引内容 取扱区分  
0000820 お買上 110  
処理通番 [一括払い]  
4742 金額 ¥2,184  
承認番号 税送料 ¥0  
0338591 合計 ¥2,184  
ご案内

000-4742-00-00-0320-----  
A I D Mastercard  
A0000000041010  
A T C 00016 カードシケンス番号 00

加盟店  
ホムセンター コーナン  
小野田インター店

◆印は軽減税率(3%)適用商品です。



費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・(重務費)・人件費			整理番号	4-1	
事業内容	備品費					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	オートX玉林	19,910	9,955	1/2按分		
		《合計》	19,910	9,955		
	按分割合 積算根拠	<p style="text-align: center;">政務活動(50%)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">政務活動(50%) + その他活動(50%)</p>				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	4-2
【領収書その他の書面の添付欄】			

- 注文番号 : 2021021122912098
- お支払い方法: コンビニ決済(セブン-イレブン)
- 注文内容 :

内訳

AutoMemo (オートメモ) ホワイト AM1WH	1個	¥18,000
小計		¥18,000
送料		¥0
コンビニ決済手数料		¥100
消費税		¥1,810
ポイント利用		なし
合計		¥19,910

■配送先  
標準配達

氏名 : 中嶋 光雄

会社名:

部署名:

住所 : 757-0004

山口県 山陽小野田市大字山川 675

TEL : 0836-72-0128

セブン-イレブン

山口湯田中学校前店  
山口県山口市楠木町8番1

電話: 083-928-3727 ｼﾞ#2

2021年02月12日(金) 09:43 賈307

セブン-イレブンが払込領収書  
(代金収納サービス払込領収書)

お客様控

ご購入情報や、商品の発送予定日はマイページ、中嶋 光雄 様 けます。

マイページはこちらから

<https://www.sourcenext.com/users/action/>

※領収書の発行はできません。

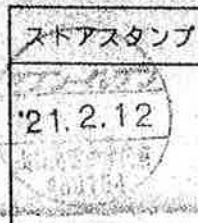
本メール、クレジットカード会社からの請求書  
レシートをご利用ください。

¥19,910-

払込先名 ソースネクストeSH  
OP (収納代行DSKねっと)  
お客様用連絡先  
0670-066-778

払込票番号  
7220-65430-6775

2021年02月12日



1/2 按分  
¥9955-



費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>			整理番号	1-1
事業内容	政策調査・助言・政務活動専用の補助パート料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月	50,000	50,000	1名	
	5月	45,000	45,000	"	
	6月	45,000	45,000	"	
	7月	50,000	50,000	"	
	8月	50,000	50,000	"	
	9月	45,000	45,000	"	
	10月	50,000	50,000	"	
	11月	35,000	35,000	"	
	12月	45,000	45,000	"	
	1月	50,000	50,000	"	
	2月	40,000	40,000	"	
	3月	45,000	45,000	"	
		《合計》	550,000	550,000	
按分割合 積算根拠	$550,000 \times \frac{10}{10} = 550,000$				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証 中島光雄 様 No. \_\_\_\_\_

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

★ 4/ 50,000 -  
但 4月分給料として

2020年4月28日 上記正に領収いたしました

登録番号



収入印紙

4月/ 2, 7, 9, 10, 14, 17, 21, 23, 24, 28日

領 収 証 中島光雄 様 No. \_\_\_\_\_

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

★ 5/ 45,000 -  
但 5月分給料として

2020年5月29日 上記正に領収いたしました

登録番号



収入印紙

5月/ 1, 7, 14, 15, 19, 20, 21, 28, 29日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証 中嶋光雄 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥ 45,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 6月分給料として

2020年6月30日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

6月/2, 4, 5, 11, 12, 16, 19, 23, 25日

領 収 証 中嶋光雄 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥ 50,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 7月分給料として

2020年7月31日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

7月/2, 3, 7, 8, 14, 16, 21, 28, 30, 31日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄

様 No. ....

★ 9 / 7 50,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 8月分給料といた

2020年8月28日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

8月 / 4, 5, 6, 11, 19, 20, 21, 25, 27, 28日

領 収 証

中嶋光雄

様 No. ....

★ 9 / 7 45,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 9月分給料といた

2020年9月29日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

9月 / 1, 2, 4, 8, 10, 11, 17, 24, 27日

領収書等添付票

費目	イイ斗 費	整理番号	1-5
----	-------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証 中島光雄 様 No. ....

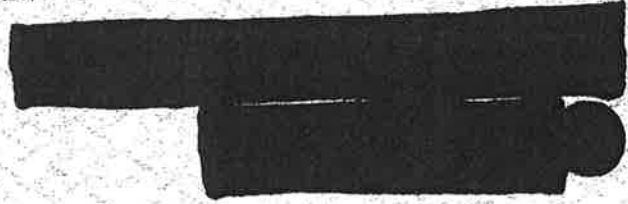
★ ¥ 50,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 10A分給料として

2020年10月30日 上記正に領収いたしました

登録番号



収入印紙

10A/1, 2, 6, 8, 9, 13, 20, 22, 28, 30日

領 収 証 中島光雄 様 No. ....

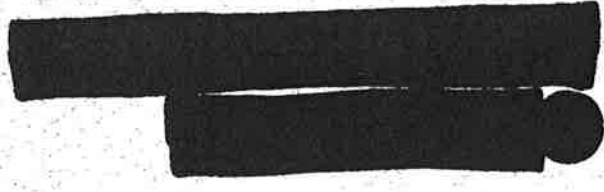
★ ¥ 35,000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 11月分給料として

2020年11月30日 上記正に領収いたしました

登録番号



収入印紙

11A/5, 10, 17, 18, 20, 25, 26日

領収書等添付票

費目	人イ斗 費	整理番号	1-6
【領収書その他の書面の添付欄】			

領 収 証 中 嶋 光 雄 様 No. ....

★ 45,000-

但 12月分給料として

2020年12月25日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

内 訳

現金

小切手 /

手 形 /

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

12月/1, 4, 8, 10, 15, 17, 18, 22, 25日

領 収 証 中 嶋 光 雄 様 No. ....

★ 50,000-

但 1月分給料として

2021年1月29日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

内 訳

現金

小切手 /

手 形 /

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

1月/7, 12, 14, 15, 19, 21, 22, 26, 28, 29日

領収書等添付票

費目	人イ斗黄	整理番号	1-7
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄

様 No. \_\_\_\_\_

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

★ 9 40,000-

但 2月分給料といた

2021年2月26日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

2月/4, 5, 9, 12, 18, 19, 25, 26日

領 収 証

中嶋光雄

様 No. \_\_\_\_\_

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

★ 9 45,000-

但 3月分給料といた

2021年3月30日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

3月/4, 9, 11, 12, 16, 18, 23, 25, 30日

# 中嶋みつお県議会報告

第 20 号  
2020年春季  
発行所  
中嶋光雄事務所  
(社民党・市民連合)  
〒757-0004  
山陽小野田市  
大字山川675  
携帯 090-9066-1845  
FAX 0836-39-6871

## 2月県議会・66議案を審議

2月25日に開会した2月県議会は、県内でもコロナ感染者が出たことから質問日程や委員会審議日程を短縮。また、会期も一日繰り上げ3月12日までとするなど、執行部の新型コロナウイルス感染症への対策対応に配慮。最終日に、副知事が弘中勝久氏から小松一彦氏に交代する議案の追加上程を含め66議案を審議、全議案が全会一致及び賛成多数で採択されました。また、請願1件は賛成少数で不採択でした。

3月6日には、20回目の一般質問に登壇しました。

令和2年度一般会計予算規模は、674.1億円と前年度比1.3億円の減、1.7%減ですが、国の「15ヶ月予算」に呼応した2月補正予算と一体的編成後の予算規模

は、前年度比27億円増、0.4%増になっており、「三つの（雇業・大交流・生活）維新」への挑戦に加え、5GやAIなどの未来技術の活用、地域の活性化や将来的な地方移

国は、景気対策などについては、有効であるとの評価がある一方で、補正予算本来の役割から逸脱し、通常の予算として盛り込むべき軍事装備品等を比較的注目の低い補正予算に計上することで、必要な議論を避けているの

国策に追随しすぎ！  
上関原発、米岩国基地やイージス・アショア配備などの、国の施策に対する県知事の基本的姿勢については、我が会派は納得できないため、本県の施策の根幹を裏付ける一般会計予算および最終補正には異を唱えてきました。

国民健康保険制度の改革も、本来の役割を果たす予算とは言えませんし、県民にとって身近で、要望の多い県道補修や河川改修費などの生活関連予算は、不十分です。

国保の県単位化はどうなったのか？  
続いて、議案第14号、令和2年度国民健康保険特別会計予算および議案第62号、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算に反対し、一括して意

見を述べます。  
国民健康保険の運営主体が都道府県となり、安定的な財政運営や事業実施のために制度の安定化を図ること、市町が、引き続き保険給付、保険料率の決定、保健事業の運営を担うことになって2年になるが、国民皆保険制度を支える国民健康保険の本来の役割を果たせる改革であったのか疑問です。

の仕組みなど、かねてから課題となっている抜本的な改革にはいまだ至っていません。国保料滞納問題の背景には、こうした実態があり、制裁の強化ではなく、社会保障としての国民健康保険の制度運営が重要です。来年度予算にもこのような視



登壇し討議をおこないました。

採決の前に最終日の議案を審議し、執行部の新型コロナウイルス感染症への対策対応に配慮。最終日に、副知事が弘中勝久氏から小松一彦氏に交代する議案の追加上程を含め66議案を審議、全議案が全会一致及び賛成多数で採択されました。

住につながる関係人口の創出・拡大などの施策を推進するとしています。

ではないかという批判もあり、この「15ヶ月予算」について、深い議論・考察が行われていません。

に負担を押し付けることになっていて、県の事業について今回も見直しが必要ではないかという批判も

に課金カッターには、何の法的根拠もありません。これでは、県民の差別や偏見を助長させる官製ヘイトだと批判されて当然です。新年度の途中からでも、補助金復活をす

請願第1号、「山口県の実情に見合った持続可能な医療の提供を求める意見書」を不採択にすることについては、反対です。

医療の感染症に対する脆弱さは政策によって生み出されたものだ。検査できない保健所

全国的保健所は1990年には850箇所あったが現在は472箇所(45%削減)に。

山口県でも15箇所が、7箇所に統合され(名称も健康福祉センターに)下関市保健所を含めても8箇所になっている。

感染症病床が激減  
感染症病床は1万床あったのが今は1900床を切っている。

病院統廃合はもってのほか  
公立・公的病院が名指しされて再編・統合や病床数の削減議論がある。

公立病院は効率が悪いと言われるが公立病院は感染症の病床を常時空けておくなど重要な役割を担っており、新興感染症の患者を受け入れた病院は、感染症拡大を防ぐために病床の一部を使用できないなど、数千円単位の減収を余儀なくされます。

民間病院は、赤字が出たらつぶれます。だから自治体からの繰入金が必要と認められる公立病院が「最

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

後の若」となり、へき地医療や救急医療、災害医療そして感染症病床の常時確保などに取り組んでいる。公的な病院もあるが、公立病院は特に、市民の厳しい目にさらされるが、赤字でもやらざるを得ない。

こうした背景を踏まえ、県内13病院のリストラと「再検証」の要請について、山口県の実情を踏まえ、住民が必要とする医療体制の構築を図って持続可能で安全・安心の医療を実現する立場から、国に意見書を提出されるよう請願する。

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進め



また、国庫補助割合の増額と自治体で行っている医療費助成制度減額、ペナルティの廃止、子どもの均等割り保険料の低減などは国への要望に止まっています。

**福祉医療費助成制度の復活を**

本県が、平成21年7月から乳幼児・ひとり親家庭・重度心身障害者に対する「福祉医療費助成金」に患者負担を導入したことから、各市町では住民からの切実な願いを受けて、県が支出しなくなった助成金を補填して無料化を継続している上、さらに助成対象年齢などを拡大し続けている状況を踏まえれば、せめて、中学生までの減額ペナルティの補てんくらいは、市町に県はすべきです。

県は、国に対し、財政基盤の強化のために削減し続けてきた国庫負担を元に戻し、財政支援を求めざるべきです。強く要望しておきます。

**住民訴訟の意義を**

**大きく損なう**

議案第18号から21号の4議案は、知事等の損害賠償責任の一部免責。及び地方独立行政法人の理事長等の損害賠償責任の一部免除に係るもので、性格を同じくするものであることから、一括して反対します。

一部免除に係るもので、性格を同じくするものであることから、一括して反対します。

住民訴訟の損害賠償責任の見直しで、軽過失の場合の賠償責任額の限度を定めることを可能とするもので、「長」等の個人の給与等の額のみを基準としていますが、住民訴訟が持つ違法な財務会計行為に対する是正効果や抑止効果までが減殺されることのないよう、県等が被った損害額をも基準として、県における一部免責の額を設定すべきと思うからです。

この免責・免除を認める条例が制定されれば、地方公共団体等に実際に莫大な損害が生じているにもかかわらず、実際に回復される損害が全額回復されず、場合によっては、回復される額は実際には生じた損害の数十分の一に過ぎないこととなります。

これでは、住民訴訟の持つ違法な財務会計行為に対する是正効果が著しく減殺されることになる。と危惧するからです。

**教職員の「働き方改革」**

**こそが急務だ**

議案第37号は、山口県

学校職員定数条例の一部改正です。

児童生徒数が減るとして、今年度を上回る179名もの定数減となりま

平成30年2月定例会で私の「教員の働き方改革に係る事業」に関する質問への答弁は、「部活動の負担軽減などを図り、平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を平成28年度比で30%削減する。」でした。

今年度までに、30%削減する予定です。

**小学校では時間外増に**

ところが、「学校における働き方改革加速化プラン」に取り組んだものの、今年1月末現在で16年度と比べ中学校で4.9%減、県立学校で10.6%減にとどまり、小学校では0.7%増えた。とし、「目標達成に向けて厳しい状況にある」と今議会で答弁された。

こうした現状を踏まえたときに、ここ数年連続しての定数削減条例には到底、承服しかねます。子供たちが減り続けているからといって、やっと教職員の働き方改革が大きな課題となっている今、機械的に教職員定数を減

らすべきではありません。また、新年度から、県内全ての公立学校が「コミュニティ・スクールに！」「教育のICT環境の整備」を掲げられている訳で、その実現のためにも教職員定数の削減には、反対です。

私たち一人一人への行き届いた教育のためにも、教職員を減らすべきではありません。

また、先進諸国で最低クラスの教育予算の拡充を政府に要請されるよう、引き続き知事と教育長に要望しておきます。

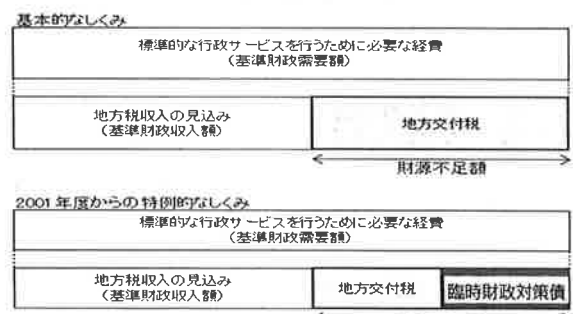
折角、県が立派な道路や施設などを造ってくれ

見直しを政府要望あるいは全国知事会等を通じて求めていくこととしております。

- 知事答弁** 臨時財政対策債は、国の地方財政対策において、地方の財源不足を補うために地方交付税の振替措置として発行されるものであり、その元利償還金は、普通交付税の算定における基準財政需要額に算入されます。
- 1 財政健全化について
    - (1) 臨時財政対策債の課題
    - (2) 臨時財政対策債の返済問題
  - 2 地域交通の連携と利用促進
  - 3 公共工事のあり方
  - 4 中小企業の働き方改革の進め方
  - 5 海洋汚染問題
  - 6 種子条例の制定

**一般質問**

**地方交付税の算定のしくみ**



臨時財政対策債は、地方交付税で全額措置されると言われても、県民にとっては借金だ。長期に使う建物や道路などの県債は、将来の県民も使うので、その費用を負担してもらっても公平だ。と言う理屈は、将来人口が減らないこと、そして、無駄な大型公共事業をしないこと。この二つの条件の下ならOKでしょう。本県に必要なものを造って、その借金を残されたなら、まだ将来世代の人もあるらめがつくが、何故かそんなものを造ったのか？と思うようなもの。その借金を残されたら、納得しづらいでしょう。

また、地域公共交通の利用者の拡大につながるように、利用促進の取組も進めており、県では、県バス協会等と連携し、「やまぐちバス博」の開催などを通じて、広く公共交通の利用を呼び掛けています。

**部長答弁**

しかしながら、こうした財源保障が講じられるとは言え、制度創設当初は、あくまでも臨時・特例の措置とされていたところであり、本来的には、借入金である臨時財政対策債に依存することなく、地方の一般財源が確保されなければならないと考えています。

このため、私としては、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、地方一般財源の継続的な確保を図られるよう、これまで、政府要望や全国知事会等を通じて国に求めてきたところです。

今後、国に対し、あらゆる機会を捉えて要請を行ってまいります。

**再質問**

臨時財政対策債に係る不足額が、平成30年度末現在190億円。令和4年度には230億円に膨らむことが明らかになった。

# 中山嶋みつお県議会報告

第 21 号  
2020年夏季

発行所  
中山嶋みつお事務所  
(住民党・市民連合)  
〒757-0004  
山陽小野田市山川川675  
電話 0836-39-6178  
FAX 0836-39-6871  
携帯 090-9066-1845

## 県議会6月定例会・11議案と意見書案3件を可決 新型コロナの追加対策を審議

### 2160億400万円

### 過去最大の補正予算案(?)など可決 実質、約389億円の緊急経済対策

今県議会では、新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策として、「感染拡大の防止」、「県民生活の安定」、「県内経済の支え」、「消費意欲の喚起」、「社会変革の推進」などの関連案のほか、当面緊急を要する経費についての補正予算案を、主に審議しました。

補正総額は、2160億400万円です。過去最大規模との触れ込みでしたが、その中身は、1771億3300万円の貸付金元利収入(形式的に歳入とし

て見せながらも、ほぼ同等の歳入を確保し、利息まで取れる。歳入は、商工費の金融調整費、経営安定支援費に1771億計上されている)を含んでいるので、

実質は388億8千万程度の補正予算です。その財源は、国庫支出金304億4342万円に財源調整用基金5億7200万円の取り崩し等により措置し、財政調整基金残高は9億圓しか残らないという補正予算編成でした。



7月1日、21回目の一般質問に登壇

### 第2波・第3波に備えた医療体制の確立を

Q 新型コロナ専門病院や病棟の開設、発熱外来の設置を検討し、軽症者のための宿泊療養施設も引き続き借り上げるべきであり、国の感染症緊急包括支援交付金を活用し、万全の財源措置を確保し、1カ月数億円の赤字と言われ、病院の経営難は、医

療現場にもつながら、国の2次補正における、医療機関への財政支援が、速やかに医療現場に届くようにすべきだ。

医療従事者の処遇を更に改善するとともに、マスク、医療用防護具などの医療用器材を国や県の責任で確保すべき。

A 医療提供体制については、感染者を受け入れる病床として423床を、軽症患者等のための宿泊療養施設として638室を確保することにも、市町や郡市医師会と連携し、発熱外来の設置促進を図ることとしており、6月補正において、所要の経費を予算措置したところで、

次に、国の第2次補正にかかる財政支援については、国の交付要綱等が決定された次第、速やかに交付できるように、手

続きを進めてまいります。また、医療従事者への処遇の改善については、診療報酬で手当てされていることから、各医療機関で検討されるべきものと考えております。

Q 知的障がい者は、その障害の程度により療育手帳A(重度)とB(それ以外)に区分されているが、重度心身障害者医療費助成制度の対象は療育手帳Aのみである。しかし、現実には知的障がい者の一般就労は難しく、低所得で、特に高齢になった場合は、

療育手帳の保有者は、交通機関の運賃割引、税の減免等の手続きの際の便宜を図ってもらえることになってはいるが、もう一歩踏み込めないか。

Q 知的障がい者の方については、御自身による特別定額給付金の申請が困難な場合もあることから、丁寧な情報提供と申請手続きに向けたサポートが必要であると考えています。

Q 重度心身障害者という名称で、入り口で扉をびしゃり閉めていることになっているのではないかと。名称が頑なな姿勢を醸成しているのではないかと気がするが、

Q 重度心身障害者医療費助成制度は名称変更を

### 新型コロナウイルス感染症への対応を質す

Q 知的障がい者は、その障害の程度により療育手帳A(重度)とB(それ以外)に区分されているが、重度心身障害者医療費助成制度の対象は療育手帳Aのみである。しかし、現実には知的障がい者の一般就労は難しく、低所得で、特に高齢になった場合は、

療育手帳の保有者は、交通機関の運賃割引、税の減免等の手続きの際の便宜を図ってもらえることになってはいるが、もう一歩踏み込めないか。

Q 知的障がい者の方については、御自身による特別定額給付金の申請が困難な場合もあることから、丁寧な情報提供と申請手続きに向けたサポートが必要であるとと考えています。

Q 重度心身障害者という名称で、入り口で扉をびしゃり閉めていることになっているのではないかと。名称が頑なな姿勢を醸成しているのではないかと気がするが、

Q 重度心身障害者医療費助成制度は名称変更を

Q 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたサービスの利用控えに伴う事業所の減収については、独立行政法人福祉医療機構において、優遇融資による経営支援が行われています。

Q イベントや外出自粛の影響で売り上げが減り、就労継続支援事業所で、生産活動に係る事業の収入が減少し、工賃の支払いが厳しい状況となっている。

Q 労働継続支援事業における利用者の収入の減少に対する支援として、例えば、東京都・京都市では、B型事業所に工賃助成制度を創設しているが、何らかの事業経費を助成する仕組みを構築すべきではないか。

Q 政府の専門家会議の体制強化を

Q 今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の業務が増大したことから、第2波に備え、保健所の体制強化と職員の負担軽減を図る必要があると考えています。

Q 居宅介護や短期入所、児童発達支援事業等については、利用控えによる通常時と比べて著しく利用が減り、減収となること想定される。経営の安定と障害のある人たちの安心を確保するため、事業所の事業経営安定のための支援が必要と思うが。

Q 介護施設への対応を

Q 感染発生時における対応マニュアル等による具体的な対応方針の提示、および専門家の指導については、も検討する必要があるのではないかと。

Q 感染発生時における対応については、施設の消毒・清掃等の実施や濃厚接触者への適切な対応など、国が具体的に定めており、県としては、その内容を事業者等に周知、徹底していることである。

Q 新たな新型コロナウイルス感染症対策及び関連する業務により超過勤務が過労死ラインを超えて増加している。会計年度任用職員の増員や適切な勤務時間管理、業務の平準化、超過勤務の縮減に取り組むとともに、職員の健康状況の把握に努める必要があると思う。

Q 感染発生時における対応マニュアル等による具体的な対応方針の提示、および専門家の指導については、も検討する必要があるのではないかと。

Q 感染発生時における対応については、施設の消毒・清掃等の実施や濃厚接触者への適切な対応など、国が具体的に定めており、県としては、その内容を事業者等に周知、徹底していることである。

Q 今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の業務が増大したことから、第2波に備え、保健所の体制強化と職員の負担軽減を図る必要があると考えています。

Q 今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の業務が増大したことから、第2波に備え、保健所の体制強化と職員の負担軽減を図る必要があると考えています。

Q 今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の業務が増大したことから、第2波に備え、保健所の体制強化と職員の負担軽減を図る必要があると考えています。

Q 感染発生時における対応マニュアル等による具体的な対応方針の提示、および専門家の指導については、も検討する必要があるのではないかと。

Q 感染発生時における対応については、施設の消毒・清掃等の実施や濃厚接触者への適切な対応など、国が具体的に定めており、県としては、その内容を事業者等に周知、徹底していることである。

Q 今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の業務が増大したことから、第2波に備え、保健所の体制強化と職員の負担軽減を図る必要があると考えています。

Q 今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の業務が増大したことから、第2波に備え、保健所の体制強化と職員の負担軽減を図る必要があると考えています。

Q 今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所の業務が増大したことから、第2波に備え、保健所の体制強化と職員の負担軽減を図る必要があると考えています。

# 放射線副読本について問う

東日本大震災による東京電力福島第一原発事故から9年、増え続ける汚染水、燃料プールの取り出しや最終処分場の問題、子供の甲状腺がんが増えているなど、問題は山積みです。年間20ミリシーベルトを基準に避難区域が順次解除されていく現状がありますが、いかに安全と言われても、多くの住民は健康不安から帰還してきません。避難者は現在も4万人以上であり、9年たっても事故は収束していません。

2017年12月に震災復興大臣の下で作成された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」の指示を取り入れて「放射線副読本」が018年9月に改訂をされ、全国の小学生、中学生、高校生を対象に配布されているのを知り、読んでみました。



福島第一原発事故の過酷さや被災者の苦しみは触れず、放射線の健康被害を過小評価し、間違えたデータ比較など、教材として著しく不適切な内容だと思えます。

一方で、放射線の安全や復興への歩みが著実に進んでいることだけが強調され、子供だけでなく、教える側の教員も対して誤ったメッセージを伝えることが懸念されます。

## Q

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

## Q

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

# 地域医療構想を問う



厚生労働省は、地域医療構想の議論を進めるために、公立・公的医療機関等に対し、対応方針の再検証を引き続き求められている。国による再編統合の押し付けに対し、今後どのように進めていくのか、直近に開催された地域医療構想調整会議での議論状況とあわせて伺う。

厚生労働省は、地域医療構想の議論を進めるために、公立・公的医療機関等に対し、対応方針の再検証を引き続き求められている。国による再編統合の押し付けに対し、今後どのように進めていくのか、直近に開催された地域医療構想調整会議での議論状況とあわせて伺う。

## Q

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

## Q

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

## Q

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

## Q

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

## Q

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

## Q

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

【副読本】の記載内容について、どのように認識しているのか。県内小中学校、高校への配布や活用状況とあわせて伺います。

# 河川の堆積土砂撤去を問う

河川整備などの防災・減災対策は極めて重要であると考えています。このため、県では、河川整備計画に基づき、中長期的な視点にたつて河川改修やダム整備を進めるとともに、3か年緊急対策の予算を活用し、近年、甚大な浸水被害が発生した島田川などにおいて、短期的に効果を発現する土砂掘削等の河川改修を集中的に実施しています。

河川整備などの防災・減災対策は極めて重要であると考えています。このため、県では、河川整備計画に基づき、中長期的な視点にたつて河川改修やダム整備を進めるとともに、3か年緊急対策の予算を活用し、近年、甚大な浸水被害が発生した島田川などにおいて、短期的に効果を発現する土砂掘削等の河川改修を集中的に実施しています。

河川整備などの防災・減災対策は極めて重要であると考えています。このため、県では、河川整備計画に基づき、中長期的な視点にたつて河川改修やダム整備を進めるとともに、3か年緊急対策の予算を活用し、近年、甚大な浸水被害が発生した島田川などにおいて、短期的に効果を発現する土砂掘削等の河川改修を集中的に実施しています。

河川整備などの防災・減災対策は極めて重要であると考えています。このため、県では、河川整備計画に基づき、中長期的な視点にたつて河川改修やダム整備を進めるとともに、3か年緊急対策の予算を活用し、近年、甚大な浸水被害が発生した島田川などにおいて、短期的に効果を発現する土砂掘削等の河川改修を集中的に実施しています。

# ダムの堆砂対策及事前放流は？

国は、この4月に、大雨に備え、3日前からダムを事前放流するガイドラインを定めた。ダムの堆砂量が増加すると、利水可能量は減り、加えて、事前放流が実施されると、さらに利水可能量が減ることになり、ダムの利水機能が十分に発揮されないことが懸念される。堆砂を、防ぐことはできないが、増加スピードを抑え、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水ハザードマップの改訂作業について、対象となる66河川のハザードマップの基礎となる洪水浸水想定区域の見直しの進捗状況及び完了予定について伺う。

国は、この4月に、大雨に備え、3日前からダムを事前放流するガイドラインを定めた。ダムの堆砂量が増加すると、利水可能量は減り、加えて、事前放流が実施されると、さらに利水可能量が減ることになり、ダムの利水機能が十分に発揮されないことが懸念される。堆砂を、防ぐことはできないが、増加スピードを抑え、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水ハザードマップの改訂作業について、対象となる66河川のハザードマップの基礎となる洪水浸水想定区域の見直しの進捗状況及び完了予定について伺う。

国は、この4月に、大雨に備え、3日前からダムを事前放流するガイドラインを定めた。ダムの堆砂量が増加すると、利水可能量は減り、加えて、事前放流が実施されると、さらに利水可能量が減ることになり、ダムの利水機能が十分に発揮されないことが懸念される。堆砂を、防ぐことはできないが、増加スピードを抑え、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水ハザードマップの改訂作業について、対象となる66河川のハザードマップの基礎となる洪水浸水想定区域の見直しの進捗状況及び完了予定について伺う。

国は、この4月に、大雨に備え、3日前からダムを事前放流するガイドラインを定めた。ダムの堆砂量が増加すると、利水可能量は減り、加えて、事前放流が実施されると、さらに利水可能量が減ることになり、ダムの利水機能が十分に発揮されないことが懸念される。堆砂を、防ぐことはできないが、増加スピードを抑え、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水ハザードマップの改訂作業について、対象となる66河川のハザードマップの基礎となる洪水浸水想定区域の見直しの進捗状況及び完了予定について伺う。

# 労働組合の働き方改革

働き方改革は、労働者の権利を守り、企業を守り、社会を守ることに、今、県政が果たす役割だ。この立場から、提案された県内企業への10支援事業について、どのような効果期待しているのか等質問を行いました。観光では、割引率50%のプレミアム宿泊券5千円券、50円後、フェリー券(四万五千円)はコンビニで販売されることを確認。聖火リレーなど1億回分のオンラインイベント見直し、今、不要不急な事業を振り分けるときは、なかつたか等を質疑しました。

働き方改革は、労働者の権利を守り、企業を守り、社会を守ることに、今、県政が果たす役割だ。この立場から、提案された県内企業への10支援事業について、どのような効果期待しているのか等質問を行いました。観光では、割引率50%のプレミアム宿泊券5千円券、50円後、フェリー券(四万五千円)はコンビニで販売されることを確認。聖火リレーなど1億回分のオンラインイベント見直し、今、不要不急な事業を振り分けるときは、なかつたか等を質疑しました。

働き方改革は、労働者の権利を守り、企業を守り、社会を守ることに、今、県政が果たす役割だ。この立場から、提案された県内企業への10支援事業について、どのような効果期待しているのか等質問を行いました。観光では、割引率50%のプレミアム宿泊券5千円券、50円後、フェリー券(四万五千円)はコンビニで販売されることを確認。聖火リレーなど1億回分のオンラインイベント見直し、今、不要不急な事業を振り分けるときは、なかつたか等を質疑しました。

働き方改革は、労働者の権利を守り、企業を守り、社会を守ることに、今、県政が果たす役割だ。この立場から、提案された県内企業への10支援事業について、どのような効果期待しているのか等質問を行いました。観光では、割引率50%のプレミアム宿泊券5千円券、50円後、フェリー券(四万五千円)はコンビニで販売されることを確認。聖火リレーなど1億回分のオンラインイベント見直し、今、不要不急な事業を振り分けるときは、なかつたか等を質疑しました。



河川改修工事の現場写真。作業員が土砂を掘削している様子。

# 中嶋みつお県議会報告

第 22 号  
2020年秋季

発行所  
中嶋光雄事務所  
(社民党・市民連合)  
〒757-0004  
山陽小野田市山川675  
電話 0836-39-6178  
FAX 0836-39-6871  
携帯 090-9066-1845

## 9月県議会

### コロナ対策など11議案可決 コロナ対策及び7月豪雨災害など179億円を追加補正

9月16日から10月5日まで開催された9月県議会では、季節性インフルエンザの流行期に備えた感染防止対策を十分に講じながら、県内経済の回復のための更なる需要喚起や「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現に取り組むための感染防止策関連議案に125億6千2百万円を補正計上。また、7月豪雨災害早期復旧などに48億3千2百万円など、補正総額179億円の一般会計補正予算案などの11議案を協議、全員賛成ないし賛成多数で、全可決されました。

昨年度一般会計決算案など5議案は決算特別委員会で閉会中審査が恒例で、私も委員に指名され引き続き審査します。

このほか、農林漁業および石灰石等鉱物掘採事業用の燃料に係る軽油取引税の課税免除措置の継続を求める意見書2件、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後の予算確保や、私学助成制度の充実強化を国に求める意見書案の4件を可決しました。

・新型コロナウイルス感染症検査体制強化事業……	1,060,815千円
保健所に自動運送用検査装置6台、行政検査の患者自己負担分を負担	
・新型コロナウイルス感染症医療供給体制強化事業……	3,697,460千円
入院患者受入れ病床確保への補助及び地域外来・検査センターの運営委託	
・季節性インフルエンザ予防接種費用助成事業……	1,093,160千円
生後6カ月～小学6年生を対象に、一人2回の接種費用を無償化	
・私立高等学校等「未来型教育」支援事業……	630,000千円
私立高等学校等が実施するICTの活用による教育環境整備経費への補助	
・再就職チャレンジ支援事業(300千円×300人)……	100,000千円
他の業種から県内の建設業等指定業種に正社員として採用され、1か月を超え勤務した方に交付	
・宿泊施設の反転攻勢基盤整備事業……	100,500千円
旅館、ホテル等が実施する「新しい生活様式」に対応した基盤整備を支援	
・観光プロダクト需要創出事業……	23,212千円
県内の体験型コンテンツの利用時に使用可能な割引率50%のクーポンをオンライン予約サイト上で発行	
・やまぐち特産品需要創出事業……	140,000千円
県内の物産事業者を活用した特産品セット販売や商品券発行(50%割引)	
・もっとみんなでたべちゃろ！キャンペーン推進事業……	110,000千円
和牛・地鶏、日本酒、地産・地消料理、花卉(1500円以上500円割引)	
・地域経済活動回復支援事業……	190,000千円
飲食店など中小企業・小規模事業者を支援する市町の取り組みに対する交付金(1/2)の交付	

主な9月補正予算の抜粋



2020.9.29

- 1 新型コロナウイルス対策について
- (1) 検査体制について
  - (2) 人員の確保について
  - (3) 予防接種や健康診断の実施状況
  - (4) 子どもの予防接種や健康診断の実施の対応
  - (5) 学校のICT教育の対応
- 2 エネルギー政策に係る諸問題について
- (1) 電力の需要減少
  - (2) 上関原発
  - (3) 石炭火力発電所
  - (4) 国際バルク戦略
- 3 再生可能エネルギーに係る諸問題
- (1) 情報公開について
  - (2) 下小鍋太陽光発電所について
- 4 ヒートショック対策について
- (1) 循環器系疾患に係る医療費と介護費の現状について
  - (2) ヒートショック防止対策について
  - (3) 住宅政策について

#### PCR検査体制はどうか

今議会には、季節性インフルエンザ流行期の検査需要に対応するため、3保健所に1回当たり160検体を検査できる自動運送用検査装置(6台)の整備及び予防検査実施委託のための補正予算が計上されています。PCR検査キットも活用し、季節性

**Q** 学校のICT教育の対応は  
一人一台タブレットや校内無線LAN、オンライン授業などが一気に進められようとしているが、大きな転換となる新しいやり方には、メリットだけでなくデメリットもあることを忘れてはならない。

**A** 副教育長答弁  
ICT教育の対応のうち、まず、対面の教育がなおおりにされていないかとのお尋ねですが、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることが重要であり、市町教委や各学校も連携しながら、対面による指導の充実にも取り組んでいると答へておられます。

#### 人員の確保は?

まずは職員員の健康と安全確保である。そのため人員の確保を求め、不況や自然災害、今回のコロナ災害がある一歩仕くなるのが自身体験場である。しっかりと感染予防のためにも、長時間過重労働の防止のためにも、人員が必要だ。

#### 職員の健康管理をどうつ

つ、新型コロナウイルス感染症対策を適切に推進していくためには、業務量の増加に対応できる人員の確保が重要とされています。

#### 性インフルエンザ流行のピーク

性インフルエンザ流行のピークにも備えて1日4千件の需要に対応するとされています。今までの最高は、日に273件で、これをどのような方法で対応できるか、また、いつから始めるのか、具体的には示されたい。

#### 知事答弁

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は臨床的に判別が困難であること

いかにお尋ねですが、県教委では、家庭にネットワーク環境がない児童生徒に対する通信機器の貸与や高校生等奨学金給付金の特例的な追加支給など、家庭におけるオンライン学習を支援しているところであります。

**A** 再質問に対する副教育長答弁  
ICT学習環境の充実について文科省のガイドブックを引用されて、県としてどのように対応していくのか、との再質問だったと思います。ICT環境整備につきましては、電子黒板については、十分な大きさで反射しにくい、明るい教室でも見やすい仕様になり、各学校の実情に応じて調達するともに、タブレット端末についても、正しい姿勢で利用できるような画面の角度が調整でき、机の大きさに配慮したコンパクトなものを導入するなど、文科省のガイドブックも参考に、児童生徒の健康にも留意しながら、整備に努めています。

#### 断の実施状況は?

厚生労働省が「感染防止のために、職場の各種健康診断や安全・衛生委員会を6月まで行わなくてもいい」との異常な指導をし、子ども地域にも同じ「指導」をした。

#### 健康福祉部長答弁

【対応】…健康増進課(新型コロナウイルス感染症対策室) = (4月)事務3名、(5月)事務9名、(9月)事務5名と保健師1名。4月以降に18名増員で25名体制に。また、電話・窓口相談、入院調整の補助に会計年度任用職員1名を4名を採用。《まだ足りない》

#### 健康福祉部長答弁

から、今後のインフルエンザ流行期に備え、多くの発熱患者に対応できるPCR検査体制を整備することが重要と考えています。私は、新たに、保健所等に検査装置を導入するとともに、民間検査機関を活用することにより、インフルエンザ流行期までに、1日あたりのPCR検査件数を、現在の1,000件から2,250件に拡充することとしております。

ですが、県教委としては、学校や家庭での一律の基準を設けることまでは考えていません。

**A** 再質問に対する副教育長答弁  
ICT学習環境の充実について文科省のガイドブックを引用されて、県としてどのように対応していくのか、との再質問だったと思います。ICT環境整備につきましては、電子黒板については、十分な大きさで反射しにくい、明るい教室でも見やすい仕様になり、各学校の実情に応じて調達するともに、タブレット端末についても、正しい姿勢で利用できるような画面の角度が調整でき、机の大きさに配慮したコンパクトなものを導入するなど、文科省のガイドブックも参考に、児童生徒の健康にも留意しながら、整備に努めています。

#### 特に子どもの各種予防接種

健康診断の実施の遅れや未実施の傾向があるなら、その対応を早期に行うべきだ。

#### 健康福祉部長答弁

健康診断は、協会けんぽでは6月から、国保では7月から順次開始されており、それぞれ計画に実施されています。

#### 健康福祉部長答弁

国保は緊急事態宣言下でも通常どおり実施するよう求められていることから、各市町の遅れや未実施はありません。また、未就学児に対する乳幼児健康診断については、緊急事態宣言期間中に集団健康診断を実施する市町で、健康診断の延期等がありました。また、健康診断の回数が増やすなどして、全ての市町で概ね順調に実施されています。

県としては、今後とも、市町や関係機関と連携し、健康診断の受診を勧奨するなど、県民の健康保持に努めてまいります。

**A** 副教育長答弁  
学校における健康診断は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各早急に対応して準備を整ったことから実施しており、現時点、県立学校では、35校が実施済みで、市町教育委員会においては、3市町が全ての学校で実施済みです。学校における健康診断の遅れや未実施への対応として、県教委では、各県立学校において、早期に検査実施態勢を整うよう、必要な物品の購入について予算化するとともに、学校医等と連携しながら必要な助言を行うなどの対応をしているところであります。

# エネルギー政策に係る諸問題を問う

## 電力の需要減少

中国電力はグループ経営ビジョーンで、自ら需要減少を認めた。発電設備を建設する判断の目安となるピーク電力も、むしろ減少傾向と見られている。今夏の需給見通しを見ても、ピーク需要に対する準備率は8.1%、2%であり、安定的な電力供給に必要な準備率は3%と言われていることから、電力は十二分にあり余っている。出力調整能力に欠ける原発を新増設する愚かさは論ずるまでもない。需要減少を認めながらもなお旧態な3号機の早期稼働、上関原発の建設に固執する中国電力の経営方針について、主要株主たる山口県として、いささかの懸念を抱いているのか。

## （総務部長答弁）

県としては、これまで一貫して株式の所有と会社の経営とを分離して考え、経営への関与・参画は行わないとの基本姿勢で対応してきたところであり、株主として、中国電力の経営方針に関して意見を述べることは考えておりません。

## 石炭火力発電所

世界の脱石炭の流れもあり、7月3日、経済産業大臣は、非効率な石炭火力発電のフェードアウトを目指して、より実効性のある新たな仕組みの導入について具体的な検討を進める方針を明らかにした。9割に相当する100基の休廃止を2030年までに進めるとの報道もある。

中国電力の石炭火力のうち3基が山口県内にある。県内の化学、鉄鋼メーカーなどの自家発電の15基も非効率設備とされている。

石炭火力が今後10年のうちに廃止されるとすれば、立地自治体や地域経済への影響、そして何より雇用（甚大が影響を及ぼすことになるが、県としてはこの深刻な問題をどう受け止めるか、

（単位）千ワット	7月	8月	9月
最大需要	1,068	1,063	823
供給能力	1,154	1,155	1,094
予備率	8.7	8.7	15.5
予備率	8.2	8.1	18.5

## （商工労働部理事答弁）

国による非効率な石炭火力発電のフェードアウトの検討は、平成30年7月に策定された第5次エネルギー基本計画に明記されている非効率な石炭火力発電のフェードアウトについては、その実現のための具体策の検討が始められたものと承知しています。

現在、国の総合資源エネルギー調査会において、休廃止等の対象となる非効率な石炭火力発電所の範囲や規制措置等の内容について、地域経済・雇用への影響等も考慮に入れた上で、検討の方向性や論点等について議論が行われているところです。

自家発電を含めて、石炭火力発電所が多数立地している本県においては、休廃止等の状況によって、関連企業の経営はもとより、地域経済や雇用などの影響も懸念されると考えています。



## 子どもの予防接種

インフルエンザ予防接種を高齢者は10月1日から、医療従事者、基礎疾患保有者や乳幼児、妊婦は10月26日から実施と厚労省は呼びかけている。13歳未満の乳幼児は2回、3〜4週間の間隔をあけて、遅くとも12月初めまでに接種した方が効果的とも勧められている。

本議会に乳幼児の予防接種経費を全額負担する予算が計上されている。効果的な12月初めまでに接種を済ませてもらいたいものです。

10月26日から乳幼児の接種では、タイムナド日程。何らかの配慮、周知などをすべき。

## （健康福祉部長答弁）

国においては、新型コロナウイルス感染症防止のため、65歳以上の高齢者を優先的に実施すべきとの観点から乳幼児については、10月26日以降の接種を呼びかけています。

一方で乳幼児であっても医学的に必要と判断された場合は、10月1日からでも接種可能とされており、小児科医会においても、周知が図られておられます。県としても、こうした取扱いについて、県医師会等の協議を通じて周知を図っているところです。

## 祝島漁民が営む漁業

### 漁業制度について確認したところ

漁業を営む漁業種別は、二つ、指定漁業及び自由漁業がある。その中で、上関原発建設のために埋立てられようとしている海域で祝島漁民が、まきえ釣りの漁業や一本釣りの漁業などを営んでいることを承知しているとの過去の議会答弁もあるが、現在もその認識で間違いないか。

## （農林水産部答弁）

祝島の漁業が、埋立の予定海域を含む周辺海域において、まきえ釣りの漁業や一本釣りの漁業を営んでいると、現在も認識しています。

## 上関原発

### 一般海域の占用許可

昨年6月10日に、中国電力は公有水面埋立免許の「工事延期期間延長許可申請書」を提出した。その内容は、埋立工事に先立ちボーリング調査を実施する計画としており、その所要期間を含め、3年6月の期間延長が必要というもので、これを受け県は7月26日に許可した理由を、条例で定める「公衆の一般海域の利用に著しい支障を生じないものであること」との許可の基準に適合していると判断した。

## （商工労働部理事答弁）

しているが、一般海域の利用に関する条例施行規則第2条第1項5号に「利害関係人がある場合は許可申請書」を二、一般海域内行為に添えて知事に提出しなればならない」と定められている。そこで、利害関係人たる祝島漁民の同意書の添付なしに許可したことは、「違法な」あるいは「不当な」行政行為の瑕疵ではなかったのか。

## （土木建築部長答弁）

一般海域の占用許可に当たっては、一般海域の利用に関する条例の施行規則により利害関係人の同意書の添付を義務付けていますが、利害関係人は、占用区域において、排他、独占的な権利を有する者として、お尋ねの占用許可については、利害関係人である山口県漁業協同組合の同意書が添付され、申請内容が条例の許可基準に適合していることから許可したものであり、行政行為の瑕疵があるとの御指摘は当たりません。

## 知事の要請

公有水面埋立免許申請に併せて、発電所本体の着工時期の見通しがつかず埋立工事をしないこと、を要請しているが、これは、第5次エネルギー基本計画に、「原発の新増設が想定されていない」ことを考慮した要請と思われ。そうだとするならば、来年夏の第6次エネルギー基本計画がどうなるか注目が集まるのだが、少なくとも来年夏までは、県知事の「事業者に埋立工事をしないこと」との要請は、引き続きとの解釈でよい。

## （商工労働部理事答弁）

公有水面埋立免許申請に併せて行った知事の要請は、上関原発の原子炉設置許可申請に係る国の審査会が開催されておりましたが、中国電力の電力供給計画において上関原発の着工時期が未定とされており、発電所本体の着工時期が見通せない状況にあることから、見通しがつかず埋立工事を施行しないよう要請したものです。

## 知事の要請（再質問）

着工時期の見通しについて、中国電力は、「見通しがつかない」と判断できる状況になった時点で改めて県に相談する」としていることから、県としては、相談があった時点で判断することとなると考えており、第6次エネルギー基本計画の策定など、特定の時期等を想定しているものではありません。

## （土木建築部長答弁）

何回も質問しているが、考え方の違いがある。資源エネルギー庁は、今年の夏の電力ガス基本政策小委員会の議論に供する資料「再生エネルギーへの脱原発に向けた送電線利用ルールの見直し」検討について」を提出。議論が始められている。

## （土木建築部長答弁）

再質問にお答えします。国の政策に変化がある中、知事が埋立許可し埋立免許の期間延長申請については、埋立免許者として、公有水面埋立法に基づき、どこまでも法令に従って厳正に審査したところ、正当な事由があると認められたことから、許可したものです。

## （土木建築部長答弁）

埋立免許の期間延長申請については、埋立免許者として、公有水面埋立法に基づき、どこまでも法令に従って、適切に対処してまいります。

## ヒートショック対策を！

次に、ヒートショック防止対策についてですが、寒暖差などによる血圧の変動で循環器に負担がかかるよう、高齢者等に対して、冬場の脱衣所での室温管理など、入浴に当たっての注意を促すことが重要と考えています。

熱は、「新築住宅などの省エネ（断熱）基準強化を2020年までに段階的にすすめる」ことを見送っているが、長野県では全国で唯一、戸建て住宅でこの選択をすることができ、長野県地球温暖化対策条例に基づいて光熱費は、健康で快適な住宅であると認識し

ヒートショックの防止には、費等の環境エネルギー性能の検討が新築住宅に義務付けられ、工務店などに對しては情報提供が求められている。その結果、長野県では断熱性能の高い住宅、すなわちヒートショックを抑制できる住宅が増えている。

本県でも、長野県の先進事例を鑑み、建築物環境エネルギー性能検討制度を促進するものです。一方、昨年5月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が改正され、来年4月には、建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務制度が導入されます。

「健康福祉部長答弁」  
山口県の医療費に占める循環器系疾患の割合は、平成30年度において、20.1%であり、傷病別では最も高くなっています。

また、介護が必要となった主な原因に占める循環器系疾患の割合について、

「健康福祉部長答弁」  
心筋梗塞と脳卒中は、脳卒中は統計数値がなく、お示しはできませんが、令和元年の全国調査によると、20.6%であり、原因別では最も高くなっています。

こうしたことから、本県において、循環器系疾患が医療費及び介護費に与えている影響は小さくないものと考えられています。



交通安全対策を質す

【県警本部長答弁】
①交通死亡事故抑止
に向けた取組
県内の交通死亡事故数は、長期的には減少傾向にありますが、本年も10月末現在、31人の尊い命が失われております。

また、対策の効果につきましましては、このような分析とそれを踏まえた取組を通じ、交通死亡事故を1件でも多く抑止することを目指してまいります。
②ながら運転の現状と取締りなどの対策
本年10月末現在、携帯電話使用等が原因の人身事故件数は9件で、昨年同期比で5件減少。また、携帯電話使用等の取締り件数は、5,063件で、昨年同期比で9,476件減少しております。

③おとり運転への対応。
おとり運転については、その抑止を図るための改正法が本年6月から施行されたところであり、これを踏まえて、本県における改正法の適用はございませぬが、引き続き、改正内容の周知のほか、ドライブレコーダーの設置など、広報啓発を行うとともに、違反行為に対しては、車間距離不保持違反等も含め、適切に取締りを実施してまいります。

④横断歩道の歩行者優先ルール徹底と整備。
ドライパーに対するルール徹底に向け、関係機関・団体の協力を得て、テレビCM等各種媒体を活用するなどして、今後も効果的な広報啓発に努めてまいります。
また、横断歩道や停止線の塗替えは、摩耗の程度、交通量、子供や高齢者の利用実態等を総合的に判断し、緊急に対応すべき優先度の高い箇所から行うなど、予算の効率的な執行により、横断歩道の適切な維持管理に努めてまいります。

宇宙監視レダーを問う

【総務部長答弁】
県では、これまで国から宇宙状況監視の必要性や施設の整備等の説明を受け、宇宙状況監視レダーについては、宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙ゴミや衛星の状況を探知・追跡することを目的とするものと認識しております。
当該レダー施設は、宇宙政策を推進する国が必要と判断し整備するものであり、県として、あくまでも国の責任において、地元山陽小野田市や地域住民に対し、その必要性や安全性等を十分に説明するなど、丁寧に対応していただきたいと考えています。

⑤テロや標的になる心配は？
【総務部長答弁】
イギリス・アショアと比べて影響範囲は広範におおむね、さらに重くはないかと。イギリス・アショアについては、何年度も文書照会を行った。県は国に文書照会を行うべきではないかと2点のお尋ねです。
宇宙状況監視レダーについては、国からはレダーの設計が終了しなければ、運用や影響などについて、具体的な説明ができません。レダーの設計を終えない。レダーの設計を終えない。レダーの設計を終えない。

採決前の討論に登壇



●請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求めることについて、不採択とする委員長報告に反対です。
コロナ禍で明らかになったのは、日本社会の脆弱性であり、その一つに諸外国に比べてあまりに低すぎる最低賃金の問題があるということです。
コロナ対策の最前線で働く医療・福祉従事者の七割以上は女性です。また、あらゆる労働者が感染不安の中、顧客や利用者からのカスタマー・ハラスメントに苦しみながらライフランを支えています。
なかでも、女性労働者の約六割は非正規雇用労働者ですが、コロナ不況の下で真っ先に切捨ての対象にされています。総務省の10月分の労働力調査では、非正規雇用労働者は前年同月比85万人減少し、そのうち女性

は53万人の大幅減少です。完全失業者に占める割合も先や事業の都合により女性の割合も男性より女性のほうが高く、コロナ禍での解雇・雇止めなどで失業を余儀なくされた人は、より女性に多いことがうかがえます。
男は仕事、女は家庭という古いジェンダー観に基づき男女の性別的役割分担と家族の責任を一方的に押しつけられた女性も多くが正規労働から締め出され安上がりで現れ勝ちの非正規雇用労働者に追い込まれました。
そもそも非正規労働者は最低賃金すれすれの給料であり、低すぎる賃金が日本のコロナ禍での経済危機をより深刻にし、生活を脅かしています。
最低賃金の引き上げ、全国労働組合連合会の最低生計試算調査が明らかになったように、山口市中でも時給1600円が必要で、ジェンダー平等の観点から、主たる男性稼ぎ手とその妻子という世帯モデルの下に、女性の賃金イコール家計補助的賃金と位置づけられるのではなく、誰もが自分らしく生きられるために最低賃金の引き上げが必要で、同一労働同一賃金と併せて、当面、最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円以上にめざすべきだと考えます。
同時に、最低賃金の引き上げ

原発問題について

【福島第一原発事故】
①福島第一原発の原状回復
事故では、依然として多くの方々が避難生活を余儀なくされている状況にあり、早期の事故収束に向け、廃炉・汚染対策や風評被害対策等について、国及び事業者が一元として取り組む必要があると考えています。
また、この事故による、原発については、いかなる事情においても、安全性を最優先に取り組み必要があることを改めて認識したところであります。

②原子力発電関係団体協議会
原子力発電に伴う諸問題を調査研究し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としているものです。
本県は、上関原発建設計画がある県として、原子力発電関係の情報収集等を行うため、この協議会に加入しているものであり、脱退することは考えていません。
また、この協議会には、この協議会に加入しているものであり、脱退することは考えていません。
また、この協議会には、この協議会に加入しているものであり、脱退することは考えていません。

③避難計画の策定について
原子力災害時における住民の避難につきましましては、原子力災害対策特別措置法や災害対策基本法等に基づき、関係する地方公共団体が地域防災計画の中で、避難計画を定めることとされています。
一般的には、原子力発電所が設置許可以降、運転開始までの間に、建設される原子力発電所の具体的な施設・設備の状況や、原子力事業者の防災体制等を踏まえ、国の原子力災害対策指針に沿って策定することとなっております。
現時点で、避難計画を検討する段階にありません。
④上関原発建設計画への対応について
上関原発建設計画は、事業者である中国電力が、国のエネルギー政策を尊重するとの基本姿勢で対応してまいります。

⑤児童手当の拡充
児童手当は、子育て世代の生活安定に大きく貢献している重要な施策です。
児童手当の拡充については、国の政策を尊重し、国のエネルギー政策を尊重するとの基本姿勢で対応してまいります。

お尋ねのように、協議会に加入していることが、県が必ず原発を造ると宣言している、また、「県民の意向が原発を造ることだと認識している」ということではございません。
次に、「一般社団法人日本原子力産業協会」についてですが、この協会には、原子力発電関係の情報収集を行うために入会しているものであり、退会することはありません。
③避難計画の策定について
原子力災害時における住民の避難につきましましては、原子力災害対策特別措置法や災害対策基本法等に基づき、関係する地方公共団体が地域防災計画の中で、避難計画を定めることとされています。
一般的には、原子力発電所が設置許可以降、運転開始までの間に、建設される原子力発電所の具体的な施設・設備の状況や、原子力事業者の防災体制等を踏まえ、国の原子力災害対策指針に沿って策定することとなっております。
現時点で、避難計画を検討する段階にありません。
④上関原発建設計画への対応について
上関原発建設計画は、事業者である中国電力が、国のエネルギー政策を尊重するとの基本姿勢で対応してまいります。

⑤児童手当の拡充
児童手当は、子育て世代の生活安定に大きく貢献している重要な施策です。
児童手当の拡充については、国の政策を尊重し、国のエネルギー政策を尊重するとの基本姿勢で対応してまいります。

⑥生活困窮者に対する支援
生活困窮者に対する支援については、国の政策を尊重し、国のエネルギー政策を尊重するとの基本姿勢で対応してまいります。

⑦生活困窮者に対する支援
生活困窮者に対する支援については、国の政策を尊重し、国のエネルギー政策を尊重するとの基本姿勢で対応してまいります。